



パラ馬場馬術規程

第3版, 2011年1月1日より有効

2018年1月1日改正

—

発行 スイス

Copyright © 2018 Fédération Equestre Internationale

複写厳禁

Fédération Equestre Internationale t +41 21 310 47 47

Chemin de la Joliette 8 f +41 21 310 47 60

1006 Lausanne e info@fei.org

Switzerland www.fei.org

翻訳：一般社団法人日本障がい者乗馬協会

協力：Jun Saso, Jun Hiraoka, Kiyu Ogawa, Yukako Kimura

目次

序文.....	5
F E I 馬スポーツ憲章（馬のウェルフェアのために）	6
第1章 馬場馬術.....	10
第8401条 馬場馬術の目的と一般原則.....	10
第8402条 停止	11
第8403条 常歩	12
第8404条 速歩	14
第8405条 駈歩	15
第8406条 後退.....	19
第8407条 移行.....	19
第8408条 ハーフ・ホルト	19
第8409条 方向変換.....	20
第8410条 図形.....	21
第8411条 二蹄跡運動.....	23
第8412条 側方運動.....	24
第8413条 ハーフ・ピルーエットとターン・オン・ザ・ホンチズ.....	26
第8414条 パッサージュ	28
第8415条 ピアッフェ.....	28
第8416条 コレクション.....	28
第8417条 従順性／インパルジョン.....	30
第8418条 選手の姿勢と扶助	31

第2章	パラ馬場馬術競技会	32
第8419条	国際パラ馬場馬術競技会の目的	32
第8420条	パラ馬場馬術競技会のカテゴリー	32
第8421条	競技課目	35
第8422条	参加条件	
第8423条	招待と参加申込	42
第8424条	出場人馬の申告	44
第8425条	スターティングオーダーの抽選	44
第8427条	服装	46
第8428条	馬装	47
第8429条	アリーナと練習馬場	59
第8430条	競技課目の実施	63
第8431条	時間と技術的不備	69
第8432条	採点	69
第8433条	審査用紙	70
第8434条	得点の集計と成績	71
第8435条	成績の発表	72
第8436条	表彰	72
第3章	競技場審判団, 上訴委員会, 技術代表(TD), クラシファイアー, 獣医師代表団と 獣医師代表, スチュワード, および馬に対す虐待行為	74
第8437条	競技場審判団	74
第8438条	技術代表 (TD)	76
第8439条	クラシファイアー	77
第8440条	上訴委員会	78

第8441条	馬に対する虐待行為	78
第8442条	獣医師代表団と獣医師代表（FEI 獣医規程も参照）	78
第8443条	スチュワード	78
第4章	獣医インスペクション・獣医検査，薬物規制，及び馬のパスポート	80
第8444条	ホースインスペクションと獣医検査	80
第8445条	馬の薬物規制	80
第8446条	馬のパスポート	80
第5章	パラ馬場馬術世界選手権大会・大陸選手権大会（個人，団体）	81
第8447条	開催運営	81
第8448条	技術代表	81
第8449条	上訴委員会	81
第8450条	競技参加	82
第8451条	出場資格	82
第8452条	経費と特典	83
第8453条	競技課目	83
第8454条	賞と賞金	83
第8455条	その他	84
第6章	パラリンピック（別の資料を参考する）	85
第8456条	競技参加	85
第8457条	競技課目	86
第8458条	スターティングオーダー	86
第8459条	馬のスクーリング	87
第8460条	競技場審判団	87
第8461条	パラリンピック・メダル	87

付則.....	89
付則Ⅰ クラシフィケーション.....	89
付則Ⅱ 国際PE馬場馬術審判員.....	89
付則Ⅲ 全頭貸与馬による馬場馬術競技に関するガイドライン.....	90
付則Ⅳ 競技会のカテゴリー.....	93
付則Ⅴ FEI 5*審判員（国際審判員）.....	95
付則Ⅵ 厩舎セキュリティー.....	95
付則Ⅶ FEIパラ馬場馬術審判員のための規範	
付則Ⅷ 名誉バッジ	

序文

現行のパラエクエストリアン（PE）馬場馬術競技会規程（以下PE馬場馬術競技規程）は2011年1月1日付で施行。本規程が馬場馬術競技会を網羅するそれ以前に発行された他の一切の文書（馬場馬術競技会規程旧版とその他すべての公式文書）にとって代わることとする。

本規程は国際馬術連盟（FEI）が統括するパラエクエストリアン国際馬場馬術競技会の詳細を定めるものであるが、規約や一般規程、獣医規程、FEI馬場馬術規程、またその他全てのFEI規則・規程等の併読が必要である。

この規程にあらゆる事態を想定して全てを記載することは不可能である。予測し難い異例事態が発生した場合は、できる限り本規程とFEI一般規程の趣旨に沿い、スポーツマン精神に則って決定をくださ

のが競技場審判団、あるいは該当する人物もしくは組織の任務である。この馬場馬術規程に記載漏れがある場合には、本馬場馬術規程のその他の条項と他のFEI諸規程と最大限整合性をとり、スポーツマン精神に則って解釈するべきである。

PE馬場馬術規程では、男性形の用語を使用している場合、これには女性形も含むと解釈のこと。

大文字で記載されている単語については、PE馬場馬術規程、FEI一般規程、あるいは定款にその定義を示す。

FEI馬スポーツ憲章（馬のウェルフェアのために）

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求めるものである。決して馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点は特に順守されなければならない。

1. ウェルフェア概要：

a) 良質な管理

馬を最上の状態で管理するには厩舎設備及び飼料給与が不可欠である。清潔で良質な乾草、飼料、水が常に与えられなければならない。

b) トレーニング方法

馬はその身体能力および当該種目における熟練度に応じたトレーニングを受けるべきである。

馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

c) 装蹄および馬装具

フットケア及び装蹄は高い水準になければならない。馬装具は痛みや怪我のリスクを避けるようにデザインされ、作られていなければならない。

d) 輸送

輸送中は、怪我やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の設備、常に清潔な状態で、且つ適格なドライバーが運転しなければならない。馬匹管理の知識のあるものが常駐すること。

e) 移動

全ての輸送は現行のFEIガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

2. 競技参加適性：

a) 競技参加への適性と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に制限されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には馬に適当な休養期間を与えなければならない。輸送後にも休養期間を与えるべきである。

b) 健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加、または参加の継続をすることは出来ない。馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

c) ドーピングと薬物

ドーピング行為及び薬物の不正使用を行い、または行おうとすることは馬のウェルフェアに係る深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な治療の後も、競技参加の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および/または選手の安全を脅かすあらゆる外科的処置は認められていない。

e) 妊娠牝馬/出産直後の牝馬

妊娠4ヶ月以降、もしくは仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して自然な扶助、あるいは人工的な扶助（鞭や拍車など）を過剰に使うことは認められていない。

3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない

a) 競技場

馬匹は適当かつ安全な路面状でトレーニングを行い、競技に参加しなければならない。すべての障害物及び競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬が歩き、トレーニングあるいは競技を行う競技場の路面は全て、ケガを引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されなければならない。

c) 異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件においては、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境及び設備を整えなければならない。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全、衛生的、快適、換気が良く、馬のタイプと性質に適応できるだけの十分な広さがなければならない。洗い場及び水が常に供給されていなければならない。

4. 馬の人道的な扱い

a) 獣医学的治療

競技会において常に獣医学的な専門知識が提供されるべきである。もし馬が競技中にケガをしたり疲弊したりした場合、選手は競技を中止し、獣医師がその馬を検査しなければならない。

b) 委託センター

必要であれば、更なる検査および治療のために、馬は救急車に収容され、最短の治療施設に搬送されなければならない。ケガをした馬には輸送する前に最大限の手当てを施すこと。

c) 競技におけるケガ

競技中に発生したケガについては調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競技の頻度、その他の危険要因について、ケガの発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

もしケガが重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置をする必要がある。安楽死は人道的かつ苦痛を最小限にするものでなければならない。

e) 引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

5. 教育

FEIは馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケア及び管理に関する知識について可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。研究による新しい発見は特に注目され、FEIはウェルフェアに関する研究のための投資及びサポートをよりいっそう促進する。

第1章 馬場馬術

第8401条から第8418条。可能な限り、パラ馬場馬術の選手はドレッサージュの目的と基本理念に従わなければならない。しかし、障害によって身体の一部を使うことが出来ない選手は、身体の一部の使用。それに加え（もしくは）、適切で承認された補助器具の使用等、扶助に関することは全て説明されなければならない。（最新FEI馬場馬術規程とクラシフィケーション規程も参照のこと）。

第8401条 馬場馬術の目的と一般原則

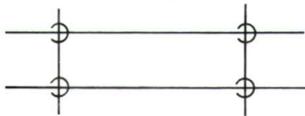
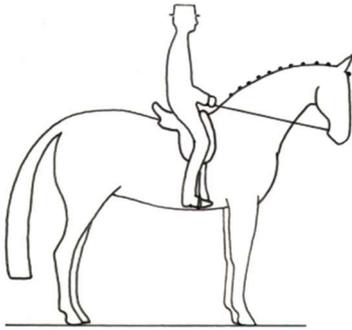
1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育てることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。
2. このような資質は次のような動きで表現される：
 - 2.1 ペースを自由自在に変じ、かつ整正であること
 - 2.2 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること
 - 2.3 旺盛なインパルジョンから生み出される前駆の軽快な振り出しと後駆のエンゲイジメント
 - 2.4 いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性/透過性をもって銜を受け入れていること
3. これによって、あたかも馬自身が自分の意志で要求された運動を行っているような印象を与えるのである。馬は注意深く自信に満ち、おおらかに選手の指示に従って直線上ではどのような運動でも馬体を完全に真直ぐにし、曲線上を進む時には馬体をそのカーブに一致させるようベンドさせる。
4. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、関節をよく屈伸させて、整正で闊達な動き。駈歩は運歩にまとまりがあり、軽快で均衡のとれたもの。後駆の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生氣と活

力を行き渡らせた動きをする。

5. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパルジョンと諸関節の良好な屈伸が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものと調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。
6. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の体勢でなければならない。調教の進度に応じて、または歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬がいくぶん頭頸を起揚させて曲線を描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に銜を受け入れている状態を「オン・ザ・ビット」という。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面はわずかに垂直線より前に出ており、項は頸の最も高い位置にあって屈撓し、選手の要求にいかなる反抗もない。
7. ケイダンスは速歩において現れるもので、非常に顕著な整正さと十分なインパルジョン、バランスをもって馬が動いている時に示す正しい調和の結果である。ケイダンスは速歩で行ういかなる運動においても、また速歩のどのような歩度でも維持されなければならない。
8. 各歩法のリズムの整正さは馬場馬術の必須条件である。

第8402条 停止

1. 停止において馬は注意深く、後軀をエンゲイジメントさせて不動かつ真直ぐに立ち、体重は四肢に均等に掛けていなければならない。頸は起揚して項が最も高い位置にあり、鼻梁は垂直線上よりもわずかに前に出ているべきである。馬は「オン・ザ・ビット」の状態、選手の拳と軽く柔らかなコンタクトを保ちつつ、静かにチューイングし、選手のわずかな扶助で直ちに運動を開始できる態勢にななければならない。
2. 停止とは、選手がシートと脚の扶助を適宜強め、柔らかく握った拳に向かって馬を押し出すことによって馬体重を後軀に移動させ、速やかではあるが急停止ではない定位置での停止へと導くことによって得られるものである。停止は一連のハーフホルトで準備を行う（「移行」の項目を参照）。



第8403条 常歩

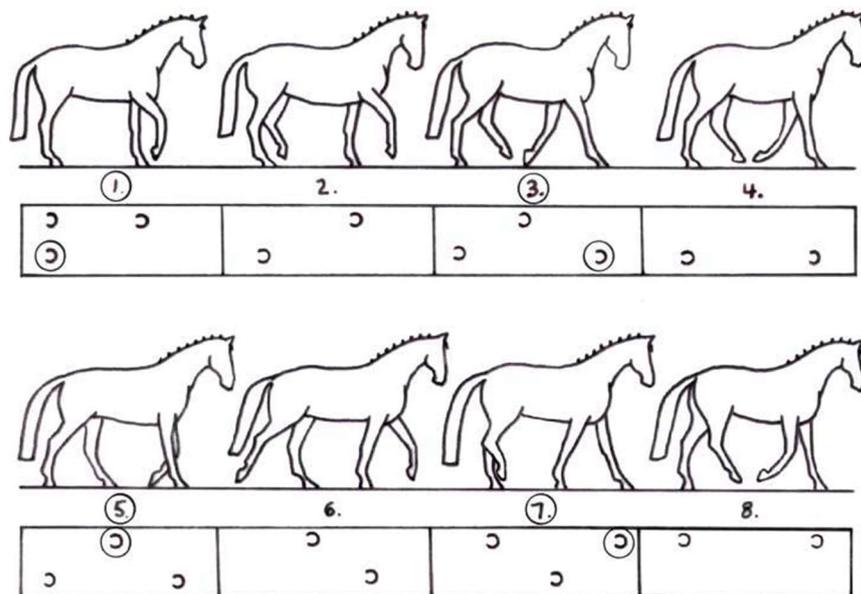
1. 常歩とは整正なマーチングペースで、等間隔の四節で踏歩する。馬体全体に緊張が全くない整正さが、常歩で行う全ての運動を通して維持されなければならない。
2. 同側の前肢と後肢がほとんど同時に動いている時には、常歩が側対になりかけていると言える。この側対歩様のような不整な歩きは著しくペースを損なうものである。
3. 馬場馬術の不完全さが最も顕著に表れるのが常歩である。これは調教の早い時期に「オン・ザ・ビット」での常歩を求めるべきではないゆえんである。調教段階であまりにも早くコレクションを求めると収縮常歩の質を損ねるばかりでなく中間常歩や伸張常歩をも損ねることになる。
4. 常歩には中間常歩、収縮常歩、伸長常歩および自由常歩がある。オーバートラッキングの程度や態勢の違いによって、このような常歩を明確に区別して示すべきである。
 - 4.1 収縮常歩：馬は「オン・ザ・ビット」であり、頸を起揚させてアーチを描き、明らかなセルフキャリッジを見せて前進する。鼻梁は垂直線に近づき、騎手の拳と馬の口との軽いコンタクトが維持されている。後肢は飛節の力強い動きを伴ってエンゲイジメントする。ペースは前進氣勢があり活発で、四肢は正しい順序で踏歩する。全ての関節が一層顕著に屈曲するた

め歩幅は中間常歩よりも狭くなるが、肢は一段と高く上がるようになる。収縮常歩は一段と力強い歩きを示すものであるが、歩幅は中間常歩よりも狭くなる。

4.2 中間常歩：明瞭で整正、かつ堅苦しきのない中等度に伸長させた常歩である。馬は「オン・ザ・ビット」であり活力に富むも、ゆったりとした均等且つしっかりした常歩で進み、後肢は前肢の着地点よりも前に踏み込む。騎手は馬の頭頸の自然な動きを許しつつも、馬の口と軽く柔らかで安定したコンタクトを保つ。

4.3 伸長常歩：馬は性急になることなく、また運歩の整正さを損なわずにできる限り歩幅を伸ばした動きを見せる。後肢は明瞭に前肢の着地点よりも前に踏み込む。騎手は馬の口とのコンタクトや項のコントロールを失うことなく馬に頭頸を（前下方に）伸ばさせる。鼻梁は明らかに垂直線よりも前になければならない。

4.4 自由常歩：自由常歩はリラクゼーションのある、頭頸をストレッチさせた、完全な自由を与えられたペースである。後肢が前肢の着地点よりも明瞭に前へ踏み込むべきである。



常歩は4ビートのリズムで8段階に分かれた歩法（丸で囲んだ番号はビートを示す）。

第8404条 速歩

1. 速歩とは空中にある一瞬時に区切られた両斜対肢（左前肢と右後肢，及び右前肢と左後肢）による「2ビート」のペースである。
2. 速歩では伸びやかで活力に満ちた整正な歩きを示すべきである。
3. 速歩のクオリティは全般的な印象，即ち収縮歩度であっても伸長歩度であっても，歩きの整正さとしなやかさ（エラスティシティー），弾発性（ケイダンス）と十分な前進氣勢（インパルジョン）によって審査される。このクオリティは柔軟な背中と十分にエンゲイジメントさせた後躯に起因し，どのような歩度の速歩でも，またいかなる移行においても，同じリズムと自然なバランスを維持出来る能力によって生まれるものである。
4. 速歩には収縮速歩，尋常速歩，中間速歩および伸長速歩がある。
 - 4.1 収縮速歩：馬は「オン・ザ・ビット」の状態にあり，頸を起揚させてアーチを描いて前進する。飛節は屈伸して十分なエンゲイジメントを示し，活力に富んだ前進氣勢（インパルジョン）を維持しなければならない。これによって両肩を一層自在に動かせるようになり完全なセルフキャリッジが具現される。他の速歩歩度に比べて馬の歩幅は狭くなるがしなやかさ（エラスティシティー）と弾発性（ケイダンス）が減ずることはない。
 - 4.2 尋常速歩：これは収縮速歩と中間速歩との間の歩様であり，馬の調教が十分に進んでおらず収縮運動のできる段階に至っていない場合のペースである。適切なバランスを示して「オン・ザ・ビット」の状態にある馬は，均等でしなやかな歩きと飛節の良好な動きをもって前進する。ここでの「良好な飛節の動き」と言う表現は尋常速歩に収縮の要素が不可欠という意味ではなく，後躯の闊達な動きがもたらす前進氣勢（インパルジョン）の重要性を強調するものである。
 - 4.3 中間速歩：中間速歩とは尋常速歩と伸長速歩の中間の歩様であるが，伸長速歩よりも「丸み」がある。急ぐことなく馬は明確に歩幅を伸ばし，後躯からの前進氣勢（インパルジョン）を受けて前進する。馬は「オン・ザ・ビット」の状態にあり続けるものの，収縮速歩や尋常速

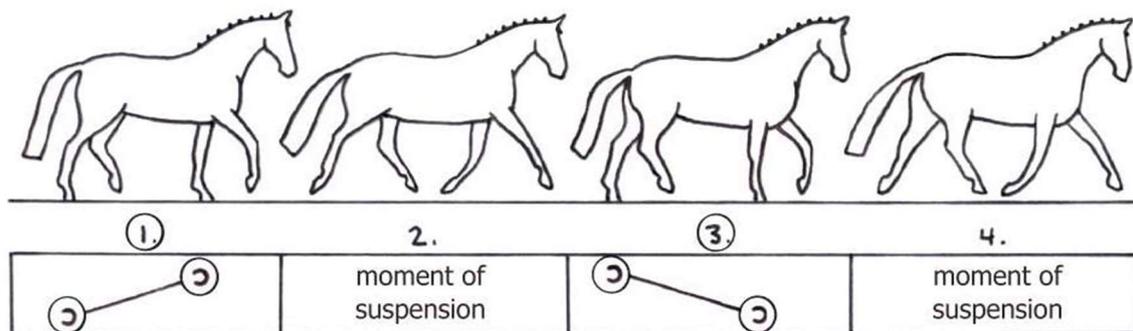
歩の時よりも頭を垂直線上よりも少し前へ出し、頭頸をわずかに下げることを許される。

歩きは均等であり、全体の動きはバランスがとれ伸び伸びとしたものでなければならない。

- 4.4 伸長速歩：馬はできる限りのグラウンドカバーを見せる。急ぐことなく、馬は後軀からの力強い前進氣勢（インパルジョン）を受けて歩幅を最大限に伸ばす。選手は馬が項の位置を一定に保ちながらもフレームを伸展させ地面をしっかりとらえて前進することを許す。前肢は進行方向の延長線上に着地しなければならない。前肢と後肢の動きは伸長させた時に等しく前へ振り出すべきである。馬の動き全体が十分にバランスのとれたもので、収縮速歩への移行は後軀へ一層体重をかけることでスムーズに行われること。

- 4.5 歩幅の伸展：これは尋常速歩と中間速歩の間の歩度であり、中間速歩を行うには馬の調教が十分に進んでいない段階のものである。

5. 全ての速歩運動は、軽速歩をとってもよい。



速歩は2ビートのリズムで4段階に分かれた歩法である（丸で囲んだ番号はビートを示す）。

第8405条 駢歩

1. 駢歩は「3ビート」の歩法であって、例えば右手前駢歩の場合は左後肢、左斜対肢（左前肢と右後肢が同時）、右前肢の順で踏歩し、その後に四肢が一瞬空中に浮いてから次のストライドが始まる。
2. 駢歩は常に軽快で弾発性（ケイダンス）があり、整正なストライドで躊躇することなく前進する

べきものである。

3. 駢歩のクオリティは全般的な印象により審査される。即ち、運歩の整正さと軽快さ、アップヒル傾向、柔軟な項をもって銜を受け、活発な飛節の動きを伴った後躯のエンゲイジメントに起因する弾発性（ケイダンス）、そして歩度の違う駢歩へと移行しても同じリズムとナチュラルバランスを維持する能力によって審査される。馬は直線上では常に馬体を真直にし、曲線上ではこの曲線に沿って正しくベンドさせる。

4. 駢歩には収縮駢歩、歩幅の伸長、尋常駢歩、中間駢歩、および伸長駢歩がある。

4.1 収縮駢歩：ハミ受けを維持したままの状態、馬は首を引き上げ、アーチを描く。収縮駢歩は前肢の軽快さと後躯のエンゲイジメントにより審査される。言い換えれば、柔軟で自由、動きの良い肩と非常に能動的な後躯によって特徴づけられる。馬の歩幅は他の駢歩歩度に比べて狭くなるが、他の駢歩より軽快かつ動かしやすくなる。

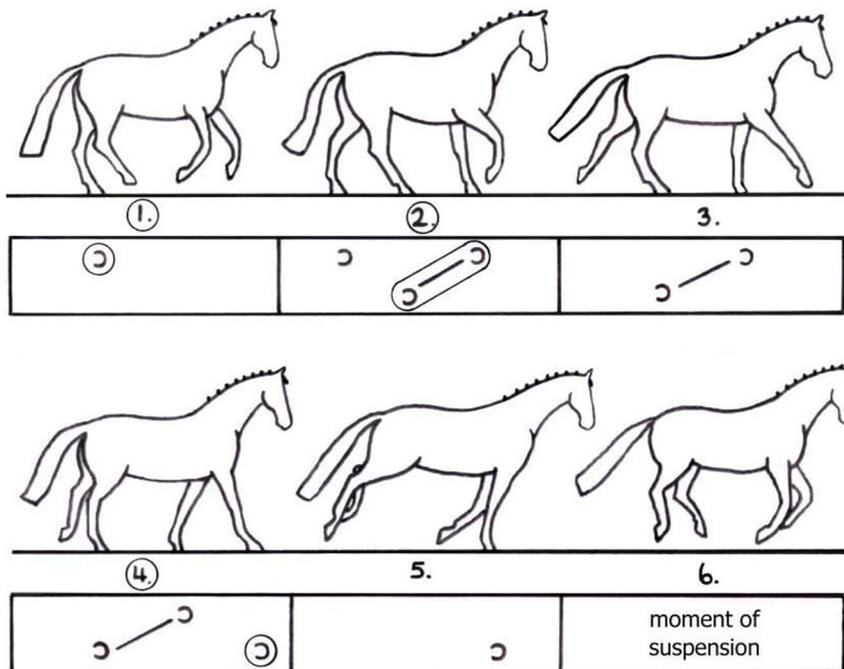
4.2 尋常駢歩：これは収縮駢歩と中間駢歩との間のペースであり、馬の調教が十分に進んでおらず、収縮運動のできる段階に至っていないものである。馬は「オン・ザ・ビット」の状態でありながら自然なバランスのとれた動きを示し、左右均等で軽快、かつ闊達なストライドと良好な飛節の動きを伴って前進する。「良好な飛節の動き」という表現は、馬の収縮運動が尋常駢歩に要求されるという意味ではなく、後躯の闊達な動きがもたらすインパルジョンの重要性を強調するものである。

4.3 中間駢歩：これは尋常駢歩と伸長駢歩との間のペースである。馬は急ぐことなく、伸び伸びと適正バランスを保った状態で明瞭に歩幅を延ばし、後躯の明確な推進力により前進する。ハミ受けを維持させたまま、収縮駢歩や尋常駢歩の時よりも頭を垂直よりもう少し前へ出し、頭頸をわずかに下げることが許される。馬の歩幅は広く、出来るだけ均一でなければならない。また、全ての動きにおいてバランスの取れた、伸び伸びとした動きであること。

4.4 伸長駢歩：馬はできる限りのグランドカバーを見せる。同じリズムを維持しながら、馬は落ち着きと軽快さを保ち後躯の大きな推進力により歩幅を最大限に延ばす。選手は、ハミ受け

を維持し、馬が体全体を伸ばしながら前進出来るよう馬の頭と首を伸ばし、馬の鼻の先は幾分か前方を指していること。

4.5 中間駢歩からの移行や、伸長駢歩から収縮駢歩への移行時にケイダンスが維持されなければならない。



駢歩は3ビートのリズムで6段階に分かれた歩法である（丸で囲んだ番号はビートを示す）。

5. 反対駢歩：反対駢歩とは、例えば左手前巻乗りを右手前駢歩で運動することを言う（右前肢がリードする）。反対駢歩はバランスを求められる運動である。馬は円の外側に向かってうなじの自然な屈曲を維持し、リードする前肢に重心をおき、その体勢は馬の背骨が円のラインにそって湾曲してはならない。選手は、馬が萎縮したり混乱したりしないよう、馬体のねじれを避けながら、後躯が円の外側へ逸脱しないように注意しなければならない。また、馬の柔軟性の度合いによって馬への要求を制御する必要がある。
6. 駢歩でのシンプルチェンジ：これは駢歩から直接常歩へ移行し、3～5歩の明確な常歩をいれて、直ちに逆の手前の駢歩へ移行する運動項目である。
7. 踏歩変換（フライングチェンジ）：踏歩変換は、踏歩の入れ替えを1ストライドの中で前肢およ

び後肢を同時に行うものである。リードする側の前肢および後肢の入れ替えは空中期に行われる。扶助は的確で目立たないものであるべきである。踏歩変換はまた4歩毎、3歩毎、2歩毎、あるいは歩毎のように連続で行うことも可能である。連続踏歩変換においても馬は活発なインパルジョンをもって軽快、沈静、かつ真直であり、一連の動きを通して同じリズムとバランスを維持する。連続踏歩変換ではその軽やかさ流れが制限されたり拘束されたりしないよう、コレクションの度合いは収縮駈歩よりもわずかに弱めること。

第8406条 後退

1. 後退は2ビートで斜対肢を後方へ移動させる動きであるが、空中へ浮揚する瞬間はない。一对の斜対肢がもう一对の斜対肢と交互に上げ下ろしを行い、前肢は後肢と同じ蹄跡上を歩く。
2. 後退を行う間、馬は前方へ進む意欲を維持しながらも「オン・ザ・ビット」の状態にあるべきである。
3. 次の動作を予期した動きや慌しい動き、選手のコンタクトへの反抗や回避、後躯が直線上から逸脱すること、後肢が開いてしまったり、動きが緩慢になること、前肢をひきずることは重大な過失である。
4. 馬場馬術競技で後退運動の後に速歩や駈歩が要求された場合、馬は停止や中間のステップなしに速やかにその要求された歩法で発進しなければならない。

第8407条 移行

1. ペースの変換や同一ペース内での歩度の変換は、指定標記地点で正確に行わなければならない。常歩を除くその他の歩法の弾発性（ケイダンス）は、ペースや運動項目が変わる時点、あるいは馬が停止する瞬間まで維持されるべきものである。同一ペース内での移行では、その移行の間を通して同じリズムと弾発性（ケイダンス）を維持しつつ、明瞭にその違いを示さなければならない。馬は選手の拳に対して軽く、沈静で正しい姿勢を保たなければならない。
2. 同じことがひとつの運動から他の運動への移行についても言える。

第8408条 ハーフホルト

いかなる運動あるいは移行であっても、目には見えないほどのハーフホルトを用いて準備を行うべきものである。ハーフホルトとは選手の騎座（シート）と脚、拳がほぼ同時に協調した作用であり、運動項目の実施、あるいは歩法や歩度を下位のペースまたは上位のペースへ移行する前に馬の注意を喚

起しバランスを高める目的がある。もう少し体重を馬の後躯へ移すことによって、後肢のエンゲイジメントと後躯のバランスが改善され、全体として前駆の軽快さと馬のバランスに資することとなる。

第8409条 方向変換

1. 方向変換では、描くべき線に沿って馬はその体をベンドさせ、いかなる抵抗も示さず、あるいはペースやリズム、速度を変えることなく柔軟（サプル）であり、選手の指示に従うものとする。
2. 直角での方向転換、例えば偶角では、馬は収縮・尋常歩様でおおよそ直径6メートルの巻乗りの4分の1の円を描くようにして方向転換する。
3. 短斜線・長斜線の使用、または半巻乗りなど手前変換を伴う方向変換の場合、1/4線（クォーターライン）、中央線、もしくは馬場の反対側の長蹄跡から、選手は馬が方向転換の運動を開始した時点で、向かうべき地点に向かって方向転換する。
4. 騎乗者は方向転換をする前に馬体を一度真っ直ぐにする。
5. 馬場馬術課目では、例えば方向転換を伴うハーフパス等で、中央線からの距離や歩幅が規定されており、厳密にチェックされる。その運動は左右対称でなければならない。

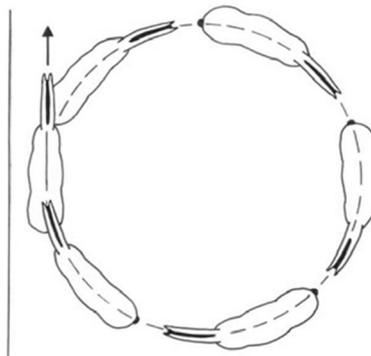
第8410条 図形

馬場馬術課目で使われる図形とは巻乗り，蛇乗り，8字乗りである。

長蹄跡あるいは中央線を挟んだいずれかの側での1～3つのループでできる図形は浅いループ（シャロウ・ループ）と呼ばれる。浅いループは90度で中央線を横切る蛇乗りと異なり，斜めに進入し斜めに出る。

1. 巻き乗り

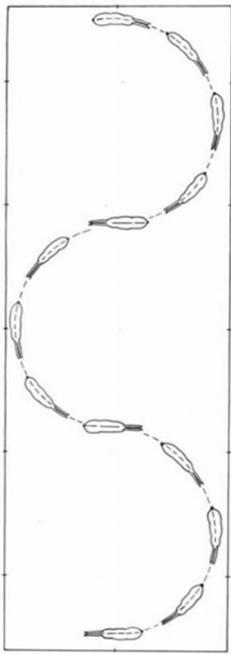
巻乗りとは直径6m，8m，10mの円である。直径が10mを超えるものは輪乗りである。



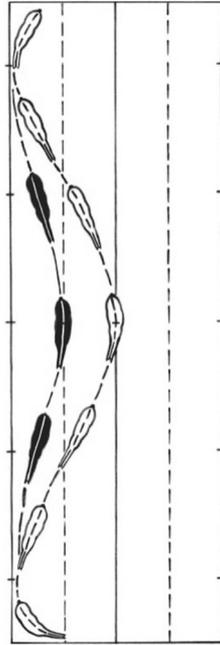
2. 蛇乗り

蛇乗りのループがアリーナの長蹄跡に接しているものは，複数の半輪乗りを直線で繋いだものと言える。中央線を横切る時に馬は短蹄跡に平行となる(a)。半輪乗りの大きさによって直線での繋ぎの長さが変わる。ループの片側だけがアリーナの長蹄跡に接する蛇乗りは，蹄跡から5mか10mの範囲で行われる(b)。中央線を中心とする蛇乗りは1/4ラインの間で行われる(c)。

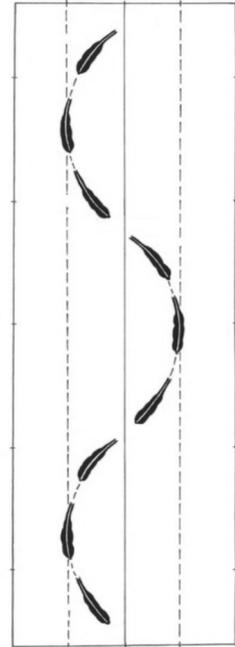
a)



b)

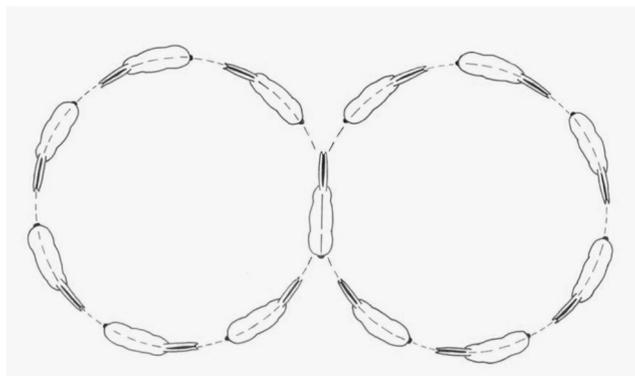


c)



3. 8字乗り

この図形は、課目で指定された同等の大きさの巻乗りか輪乗りを2個、8の字を描くように中央で繋いだものである。騎手は図形の中央で方向転換をする前に一瞬、馬体を真直ぐにする。



第8411条 二蹄跡運動

1. 下記に挙げる各運動項目を明確に区別しなければならない。

- レッグイールディング（斜め横歩）
- 肩を内へ
- 腰を内へ
- 腰を外へ
- ハーフパス

2. 二蹄跡運動の目的：

2.1 選手の扶助に対する馬の従順さの向上。

2.2 口、項、頸、背中や後躯との繋がりのみならず、肩の自由度を増し、後躯の柔軟性の向上により馬体全体を柔軟にさせる。

2.3 弾発性（ケイダンス）を改善し、バランスとペースを調和させる。

3. レッグイールディング：馬は進行方向へのうなじのわずかな屈撓以外はほぼ真直である。選手は馬の内側の眉毛と鼻孔だけが見える。馬の内方肢は外方肢の前を交叉する。

斜め横歩は収縮運動の準備段階における馬のトレーニングに取り入れられるべきである。後に、より進歩した「肩を内へ」の運動と相伴って、馬を柔軟で堅苦しくなくのびのびとさせ、ペースを自由自在に変じ、伸縮性がありかつ整正で、軽快で無理がない運動のための最良の方法である。

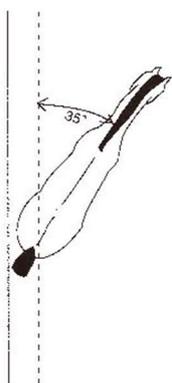
3.1 斜め横歩は「斜線上」で行うことが出来るが、その場合は馬の前駆がわずかに後駆より先行していなければならないものの、馬体は出来る限り馬場の長蹄跡に平行であるべきである。斜め横歩は「壁に沿って」行うこともでき、この場合は馬体が進行方向に向かって約35度の角度となるものとする。

第8412条 側方運動

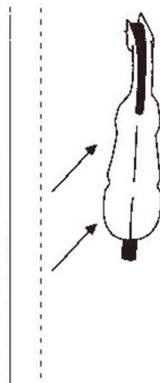
1. 側方運動の追加的な目的は、馬体後駆のエンゲイジメントを改善してこれを高め、その結果として収縮度を高めることである。
2. 全ての側方運動、即ち「肩を内へ」「腰を内へ」「腰を外へ」「ハーフパス」では、馬は僅かにベンドし、同じ側の前後肢は異なる蹄跡上を進む。
3. 運動のリズムや流れ、バランスを阻害しないよう、ベンドあるいは顎のフレクションを強く求め過ぎてはならない。
4. 側方運動では常に伸びやかで整正なペースを保ち、絶えずインパルジョン（推進力）を維持しつつも、関節のサプルネスとケイダンスを維持し、バランスのとれた動きを示さなければならない。選手が馬体をベンドさせることと側方へ動かすことに気を取られるために、インパルジョンが失われてしまうことが多い。
 - 1) 肩を内へ
 - 2) 腰を内へ
 - 3) 腰を外へ
 - 4) ハーフパス
 - 5) 壁に沿ってのレッグイールディング
 - 6) 斜線上でのレッグイールディング
5. 全ての側方運動においてベンドすべき馬の側面は内方である。逆側は外方である。

6. 肩を内へ：馬は選手の内方脚，あるいは選手の脚がある場所を軸として，僅かにベンドする。約30度の一定の角度にてエンゲイジメントとケイダンスを維持する。馬の内方前肢は外方前肢の前を交叉して進み，内方後肢は内方腰部を低下させつつ馬体下へ踏み込んで外方前肢と同じ蹄跡を踏歩する。馬は進行方向と反対側へベンドする。
7. 腰を内へ：馬は選手の内方脚，もしくは選手の脚がある場所を軸として，僅かにベンドするが，その度合いは「肩を内へ」よりも深い。前肢は蹄跡上，後躯はおよそ35度の角度で内側へ入れる。馬の外方肢は内方肢の前を交叉する。馬は進行方向を向く。「腰を内へ」が始まると後躯が蹄跡を外れ，その運動が終わるまで後躯を蹄跡に戻してはいけない。
8. 腰を外へ：「腰を内へ」と逆の運動である。馬体後部が蹄跡に残る。後は「腰を内へ」と同様の原理・条件である。
9. ハーフパス：ハーフパスは「腰を内へ」の変形であり，壁に沿ってではなく斜線上で行う。馬は進行方向に向かい，選手の内方脚を軸にして僅かにベンドするべきである。馬はこの運動全体を通じて同じケイダンス（弾発性）とバランスを維持しなければならない。肩の可動性を高めて一層自由な動きを求めるには，インパルジョンを維持し，特に内方後肢のエンゲイジメントを高めることが大変重要である。馬体はアリーナの長蹄跡にほぼ平行であり，前躯は僅かに後躯に先行する。

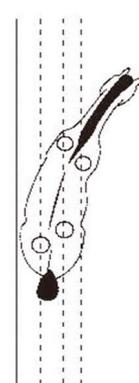
壁に沿ってのレッグイールディング



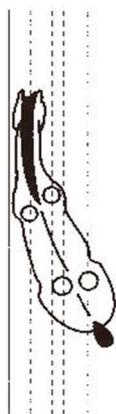
斜線上でのレッグイールディング



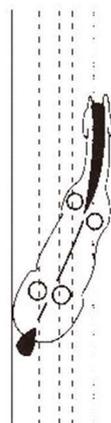
肩を内へ



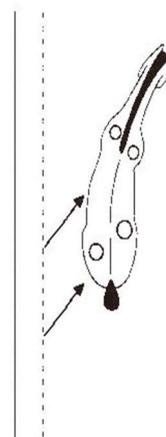
腰を内へ



腰を外へ



ハーフパス

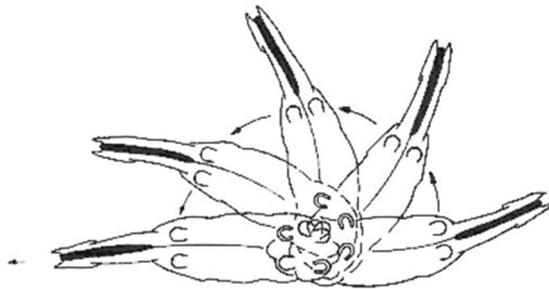


第8413条 ハーフピルーエットとターン・オン・ザ・ホンチズ

1. 常歩からのターン・オン・ザ・ホンチズ：収縮常歩を要求されないグレードの課目を行う場合，「ターン・オン・ザ・ホンチズ」が馬の収縮運動を行わせる準備段階の運動としてある。「ターン・オン・ザ・ホンチズ」は中間常歩からハーフホルトによりステップを少し短縮し，後躯の関節が屈曲する能力を増し準備させる。馬はこの運動の前後で停止しない。「ターン・オン・ザ・ホンチズ」は常歩ピルーエットよりもより大きな半径（約1/2 M）で実施することが出来るが，リズム，コンタクト，活発さ，およびストレイトネスに関するトレーニングスケールにおいては同等のものが要求される。
2. ピルーエット（ハーフピルーエット）は，馬体の長さに等しい半径の二蹄跡で行われる 360 度（180 度）の旋回であり，前駆は後躯の回りを旋回する。ハーフピルーエットの終了時には馬は後肢を交叉させることなく元の蹄跡に戻る。
3. ピルーエット（ハーフピルーエット）は通常，収縮常歩または収縮駢歩で行われるが，ピアップエで行うことも可能である。
4. ピルーエット（ハーフピルーエット）において，前肢と外方の後肢は回転軸となる内側の後肢を

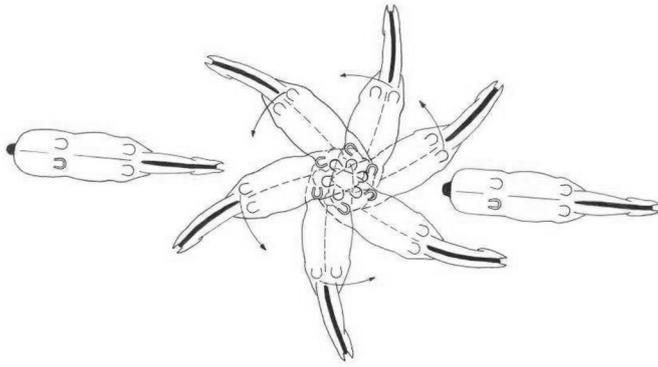
中心に回り、毎回脚が地面を離れた際、同じ地点か、もしくはそれよりわずかに前の地点に戻ってくる。

5. いかなるペースのピルーエット（半ピルーエット）を行う場合でも、馬は旋回する側に僅かにベンドし、軽いコンタクトにより「オン・ザ・ビットハミ」の状態、当該ペースでの正しい肢の運びとタイミングを維持しながらスムーズに旋回するべきである。この運動中、項は最も高い位置に維持される。



常歩による半ピルーエット

6. ピルーエット（半ピルーエット）を行っている間、馬は闊達さ（常歩も含む）を維持しており、僅かでも後退、あるいは横にずれることがあってはならない。もし内側の後肢が上がらず、外側の後肢と同じリズムで地面に戻った場合、ペースは整正とは言えない。
7. 駢歩ピルーエット、あるいはハーフピルーエットを行う場合、選手はより一層のコレクションを求めながら馬の軽快さを維持するべきである。後躯は十分にエンゲイジメントして沈下し、関節は十分な屈伸を示している。この運動の重要な点は、ピルーエットを行う前と後の駢歩ストライドのクオリティである。ピルーエットに入る前には闊達さ、ストレイトネス、コレクションの度合いを増す必要がある。ピルーエットを終える時点ではバランスを維持しなければならない。



駢歩によるピルーエットと半ピルーエット

8. ピルーエット（ハーフピルーエット）のクオリティは、サプルネス、軽快さ、整正、そして正確さと、始まりと終わりのスムーズさによって審査される。駢歩ピルーエット（ハーフピルーエット）はバランス、エレベーション、歩数によっても審査される（駢歩ピルーエットは6～8歩、駢歩ハーフピルーエットは3～4歩が望ましい）。

第8414条 パッセージュ

パラ馬術競技において禁止されている。

第8415条 ピアッフエ

パラ馬術競技において禁止されている。

第8416条 コレクション

1. 馬にコレクション態勢をとらせる目的は：

- 1.1 選手の体重が加わることによって多少なりとも移動してしまう馬体のバランスを改善し、これを一段と高めること。
- 1.2 前肢の可動性と軽快性を有効にするために、後躯の低下とエンゲイジメント（踏み込む能力）を発達させてこれを増大させること。

1.3 馬の「イーズ・アンド・キャリッジ」を加えることにより、乗ることが一段と楽しくなる馬にすること。

2. コレクションはハーフホルト（第 8408 条）を使い、また「肩を内へ」「腰を内へ」「腰を外へ」「ハーフパス」といった側方運動（第 8412 条）を行うことで発達する。
3. コレクションは、シート（騎座）と脚を使用し、それを拳で受けることによって後肢をエンゲイジメントさせて得られるのであり、また改善できる。諸関節が屈伸して柔軟になり、後肢が馬体下に踏み込む。
4. しかし後肢が余りにも深く馬体下へエンゲイジメントするのは望ましくない。馬体の支持底面が極端に狭くなって動きに支障が出てくる。四肢の支持底面に対して背中の中のラインが伸びて盛り上がってしまい、安定性が損なわれて、馬は均整のとれた正しいバランスを見つけにくくなるのである。
5. 一方、後肢を自分の体下にエンゲイジメントさせようとせず、或いは出来ずに支持底面が広くなりすぎる馬は、「イーズ・アンド・キャリッジ」で特徴づけられるような好ましいコレクションに至ることはなく、後躯の闊達さに由来する活気あるインパルジョンも生み出し得ない。
6. 収縮歩度での馬の頭頸位置は、自然とトレーニング・ステージに左右されると同時に、ある程度は体型にも左右される。コレクションが顕著に認められる態勢とは、束縛されることなく頸を起揚させ、鬃甲から項にかけて均整のとれたカーブを描き、項は最も高い位置にあって鼻梁はわずかに額からの垂直線より前に出ている状態である。選手が瞬間的にコレクション効果を得るような扶助を使った時には、頭が多少なりとも垂直線上にくるであろう。頸のアーチはまさにコレクションの度合いに直結しているのである（第 8401 条 6，第 8402 条 1，第 8408 条参照）。

第8417条 従順性／インパルジョン

1. 従順とは隷属ではなく、馬の動作全てにおける絶え間のない注意力、快諾と信頼によって、また多様な運動を行った場合に示す調和、軽快さ、無理のない動きによって表される従順性を意味する。

従順性の度合いは、軽く軟らかなコンタクトと柔軟な項を保ったハミの受け方でも示される。選手の拳に対する抵抗や回避は「ハミ突き出し（アバウブ・ザ・ビット）」や「ビハインド・ザ・ビット」となって現れ、これは従順性の欠如を示すものである。馬の口との主なコンタクトは水勒銜を通していなければならない。

2. 舌を出したり、舌をハミの上に乗せたり、あるいは舌を深く巻き込むことは、歯ぎしりや尾を激しく動かすのと同様に、ほとんどの場合は馬の神経質さや緊張、抵抗を示しており、審判員は該当する各運動項目と総合観察の「従順さ（NO.1）」の採点でこれを考慮しなければならない。

3. インパルジョンとは、意欲的な動きを見せる馬が、後駆で生み出された推進エネルギーを制御して、競技で求められる動きへと転換することである。この究極的なインパルジョン、柔らかくスイングしている馬の背を通して初めて現れるものであって、選手の拳による穏やかなコンタクトで導かれる。

4. スピード、それ自体はインパルジョンとほとんど関係がなく、平坦な歩様となりがちである。インパルジョンはスタッカートのように断音的ではなく、音律的で流れるような歯切れ良い後肢の踏み込みによってはっきり表現される。後肢が地面を離れる瞬間、飛節は上方へ引き上げられると云うよりも前方へと振り出されるべきであり、決して後方へ返してはいけない。インパルジョンの“決め手”は肢が地上に着いている時というよりも、空中期の「間」である。従ってインパルジョンは、空中期のあるペースでのみ現れる。

第 8 4 1 8 条 選手の姿勢と扶助

可能な限り、パラ馬術選手は第 8418 条にあるガイドラインに従わなければならない。

1. 可能な限り FEI 定義に沿って、選手は良いバランスを保ち、かつ安定を保ちながら鞍の中央に深く座る。正しい騎乗姿勢により、馬のトレーニングや課目の運動において、選手はわずかな扶助で馬を正しく運動させたり移行させたり出来るようになる。選手の意志と馬とを調和させることは馬場馬術において非常に重要なことである。
2. すべてのパラ馬場馬術競技会において、FEI 公認パラ馬場馬術課目のみならず、同じ競技会の中の国内馬場馬術課目においても、可能な限り両手で手綱を持つことが望ましい。ただし、演技を終え、手綱を伸ばして常歩でアリーナから退場する時には、任意で片手で手綱をとっても良い。Foot rains 使用の場合、手も腕も使わないことがある。

2.1 良い演技や安心させるための控えめな「頸への愛撫」は認められる（目にたかるハエをはらう状況や服やサドルパッドを整えることなどと同じように見なす）

しかしながら選手が意識的に手綱を片方の手で持ち直して空いた手や余った手綱を使い馬の推進力を得ようとする事や、競技の間に観客からの拍手を得ようとする行為は過失とみなし、その運動項目と総合観察の「騎手」の両方の点数に反映される。

3. 声 - グレード I, II または III に属する選手は、それぞれのグレードで騎乗している間、自身の音声を扶助として使用しても良い。グレード IV と V の選手は、演技中如何なるときも音声を使用してはならない。一旦演技が始まれば、審判員から話しかけられない限り、他の人に話しかけることは出来ない。許可を得ない音声の使用は重大な過失であり、当該運動項目の採点において、それぞれの審査員の採点から少なくとも 2 点ずつ減点される。

第2章 パラ馬場馬術競技会

第8419条 国際パラ馬場馬術競技会の目的

1. 国際パラ馬場馬術競技会の目的は、障害のある馬術選手に競技の機会を与えるとともに競技を発展させることである。
2. すべての選手を分類し、身体機能についてのプロフィール、グレードを与えることで選手が公正な基準のもとで競い合えるようにする。選手各自の身体的損傷の程度によっては競技のために適切な競技課目を与え、同意をもって補助具をつかい競う。
3. 1989年、国際パラリンピック委員会（IPC）発足。1991年、IPCは馬術競技を国際パラリンピック馬術競技委員会（IPEC）の下、発足させる。2006年1月1日より、パラリンピックを除くその他のパラ馬術競技は、FEIの管理下になる。パラリンピックはIPCの管理下におかれる。
4. 最初のパラリンピックは1960年に行われ、IPECが初めて競われたのは1996年である。

第8420条 パラ馬場馬術競技会のカテゴリー

1. FEI一般規定に従い、パラ馬場馬術競技会は下記の通り分類される：

1.1 国内競技会

CPEDN （パラ馬場馬術国内）：国外選手を招待することができる。

CPEPDE （促進目的のパラ馬場馬術大会）：西ヨーロッパと北米（下記参照）以外の国で開催される。貸与馬の使用可。

1.2 国際競技会（低いレベル）

CPEDI1* 国際大会。最低4カ国招待される。

CPEDI2* 最低4カ国招待される。

1.3 国際競技会（高いレベル）

CPEDI3* 最低6カ国招待され、更に団体競技が行われる。この大会には二つのレベルのテストが使用される。第8423条参照。

選手権大会 世界大会、大陸及び地方の大会含む、全ての大きな選手権大会。

パラリンピック大会

1.4 これら上記の大会は、それぞれの大会規程に定められていること以外は、パラ馬場馬術規程に従って実施されなければならない。

1.5 選手はパラリンピックやその他の競技会に出場するにあたり、出場資格を満たしていなければならない。出場資格の詳細はそれぞれの競技会の規程に基づく。

1.6 貸与馬による競技会。ヨーロッパ域外と北米域外で FEI はいわゆる「振興馬場馬術競技会 (PDEs)」の開催を認める。これらの競技会は貸与馬でも行うことができる。PDEs は世界選手権やパラリンピックで使われる課目よりも下のレベルの課目で開催することも出来るが、主催国 NF から FEI への報告が必要である。これらの競技会の競技場審判団には総勢3名の場合は FEI パラ審判員を少なくとも1名、5名の場合は少なくとも2名、を含めるものとする。他の審査員は最低**中級 (Medium)** スタンダードを審査できる資格を国内で認定された者、出来ればパラ審査員コースを修習した者が望ましい。更に審査員は PE 馬場馬術競技に関するルールを熟知している必要がある。

注記：西ヨーロッパ域外と北米域外の国だけを招待するという条件であれば、PR をヨーロッパや北米で開催することも出来る。

1.7 西ヨーロッパや北米での 8420 条 1.1 と同等のレベルの競技会は、国内大会として運営されなければならない。

2. 団体競技

2.1 団体競技は全ての大会で行われてもよい。

2.2 医学的、獣医学的理由により棄権した選手は**主催者**の許可のもと、個人として参加し直すこ

とができる。

2.3 公式団体競技は CPEDI3 またはそれ以上の大会で行われる。どの大会であっても 1 カ国につき 1 チームのみが参加出来る。チーム構成は同一国籍の選手で三名以上、四名以内とする。それぞれのチームにはグレードⅠ、グレードⅡ、もしくはグレードⅢの選手が含まれていること。個人馬場馬術競技と団体馬場馬術競技のパーセンテージスコアによって判定された順位の上位三名の合計点が最終チーム順位を決定する。同じチームに同じグレードの選手が二名以上含まれていてはならない。

3. 一日における最多の競技数

3.1 選手は一日当たり、一馬匹につき 2 つの馬場課目に参加することが出来る。

3.2 パラ馬場馬術競技規程で定められた主要な選手権大会では、選手が各競技で騎乗出来るのは一頭のみとする。

3.3 それ以外の全ての競技会においては、選手一人当たり同じグレード内で二頭まで騎乗することが出来る。余りにも多くの馬が参加申し込みをしていた場合は、OC はくじで決めるか、もしくは参加馬匹の数を制限することが出来る。

3.4 個人援助スタッフ

チーム、また個人選手は競技に必要なサポートスタッフを自身で手配しなくてはならない。

OC は移動手段、スタッフ、選手の補助者または馬を手入れするものを手配する責任はない。

4. 選手権大会

パラ馬場馬術規程第 5 章を参照のこと。

5. 地域大会

これらの競技会規程は FEI 総会の承認を得なければならない。

6. パラリンピック

パラリンピックの馬術競技会規程を参照のこと。

第 8 4 2 1 条 馬場馬術課目

1. 各グレードにはそれぞれ指定の競技課目がある。すなわちノービステスト (Novice Test 初級課目)、チームテスト (Team Test 団体課目)、**インディビジュアルテスト (Individual Test 個人課目)**、フリースタイルテスト (Freestyle Test 自由演技課目) である。公式パラ馬場馬術課目は FEI の権限を持って公表され、いかなる場合においても変更することはできない。

2.1 パラ馬場馬術課目については FEI のウェブサイト参照のこと。

2.2 馬場馬術と自由演技課目は選手の適性に応じて 5 つのグレード (I, II, III, IV, V) に分類される。可能な限り全てのグレードが含まれることが望ましい。公式の競技会においては現行のパラ馬場馬術課目のみが使用されること。

グレード I 課目：選手は常歩で競技を行う。このグレードでの選手番号は 1 から始まる。

グレード II 課目：選手は常歩と速歩で競技を行う。このグレードでの選手番号は 2 から始まる。

グレード III 課目：選手は常歩と速歩で競技を行う。選手番号は 3 から始まる。

グレード IV 課目：選手は横運動を含む常歩と速歩、駈歩 (横運動を含まない) で競技を行う。選手番号は 4 から始まる。

グレード V 課目：選手は横運動を含む常歩、速歩、駈歩で競技を行う。選手番号は 5 から始まる。

グレード I から III の競技は 20m×40m の馬場で行う。グレード IV から V の競技は、可能であれば 20m×60m の馬場で行う。

2.3 FEI パラ馬場馬術競技会に於いては FEI の公式パラ馬場馬術課目、または FEI の公式馬場馬術課目以外は、使用することはできない。

2.4 自由演技課目

2.4.1 音楽に合わせて行う自由演技課目は、全てのグレードの全てのレベルで行うことができる。各グレードそれぞれの課目がある。

CPEDI3*のレベルの競技会においては、各グレード上位 1/3 の選手/馬匹のみが自由演技課目の出場権を得ることが出来る (個人競技と団体競技の合計得点に基づく)。上位 1/3

が8人に満たない場合は、その8人全てが自由演技課目に参加することが出来る。しかしながら、全ての参加者は団体と個人課目の平均得点が最低60%に達していることが求められる。自由演技課目は選手一人につき一馬匹のみが認められており、二頭以上の馬匹が参加条件を満たしている場合は、予選での得点が高い方の馬匹で参加しなければならない。出場権を得た選手/馬匹が棄権や失権した場合は、次の出場権を得た選手/馬匹が参加することになる。

CPEDI1*やCPEDI2*では、特に明記されていない限り、このような制約はない。

全てのレベルの競技会において、自由演技課目の出場権を得ている選手と馬匹は、獣医師又は医師の診断書がある場合を除いて、必ず参加しなければならない。正当な理由なく参加しない選手は表彰/賞金の対象外となる。

2.4.2 グレードⅠ、グレードⅡとグレードⅢの音楽に合わせて行う自由演技課目は4分以上4分30秒以下でなければならず、20m×40mの馬場で行われる。グレードⅣとグレードⅤの自由演技課目は4分30秒以上5分以下でなければならず、スケジュールの都合によって20m×40mまたは20m×60mの馬場で行うことができる。もしグレードⅣとグレードⅤの自由演技課目が20m×40mの馬場で行われる場合、制限時間はグレードⅠ、Ⅱ、Ⅲと同様になる。

2.4.3 音楽は選手が馬場に入場する30秒前より先に始まってはならない。また、演技終了後の敬礼までに終了しなくてはならない。

2.4.4 演技の開始時と終了時には、センターライン上でC点の審判の方向を向き、停止、敬礼すること。演技は選手の始めの停止から動き出す瞬間に始まり、最後の停止で終了となる。

2.4.5 グレードⅠとⅡで騎乗する選手は、駈歩、ピアッフェ、もしくはパッサージュは行ってはならない。

2.4.6 グレードⅢで騎乗する選手は、ピアッフェ、もしくはパッサージュは行ってはならず、側方運動、踏歩変換（フライングチェンジ）、ハーフまたはフルピルエット（後肢旋回）を

含まない駢歩のみが求められる。

- 2.4.7 グレードⅣで騎乗する選手は、ピアッフェやパッサージュ、または連続踏歩変換、駢歩ハーフ/フルピルエットを行ってはならない。
- 2.4.8 グレードⅤで騎乗する選手は、ピアッフェやパッサージュ、1～2回の連続踏歩変換、フルピルエットは行ってはならない。
- 2.4.9 故意に要求外のペースや運動を演技の中で行った選手は、失権にはならないものの、各審査員から8点ずつ減点され、また、総合観察の「振り付け」で5点、もしくはそれ以下の点数になる。この場合、C地点審査員の判定が最終決定となる。
- 2.4.10 馬場馬術課目用紙に、必ず含まれていなければならない運動のリストが明記されており、必須の運動が省かれてしまった場合、その運動に対する点数は0点となる。また、「振り付け」の得点にも影響する。この場合、C地点審査員の判定が最終決定となる。
- 2.4.11 選手は競技馬場では、競技前、競技中、および競技直後に故意にピアッフェとパッサージュを行ってはならない。これに反した場合は警告書を受けることになる。

第 8 4 2 2 条 参加条件

1. 選手のクラス分け

1.1 FEI パラ馬術競技クラシフィケーション規程に細かく記載されている通り、選手は永久的、証明可能且つ測定可能な身体的障害、もしくは視覚障害があり、それを証明する医師の診断書を提出出来ることが参加条件となる。

1.2 全ての選手は、競技会に参加する前に FEI 認定の PE クラシファイアー二名による査定を受けなければならない。選手は FEI パラ馬術競技クラシフィケーション規程に記載されている通り、機能障害プロファイル別にグレードに分けられる。このプロファイルは見直し/再査定しなければならない場合がある。

1.3 クラシフィケーションを受けた後、選手のグレードは観察査定の追跡が必要な「OA」、再査定の必要な「R」、確定の「C」にステータスに分けられ、詳細は FEI クラシフィケーションマスターリストに記載され FEI のウェブサイト公表される。

1.4 クラシファイアーはドロウの 24 時間前にはその会場に到着していなければならない。「OA」、「R」、「C」の全てのステータスの選手でクラシフィケーションを認められた場合、ドロウが行われる前にクラシフィケーションを受ける必要がある。クラシファイアーには、クラシフィケーション業務、OC に対して査定の結果通知、選手の補助馬具を関係するオフィシャルに伝える必要があり、そのための時間が与えられていなければならない。

2. 別のグレードでの参加

2.1 クラシフィケーション査定でグレードが変わった選手は FEI マスターリストに掲載された時点で新たに指定されたグレードで参加しなければならない。競技会でグレードが変わった選手は新しいグレードで参加するかエントリーした時点のグレードで参加するかを選択することができる。エントリー時のグレードが新しいグレードより低い場合（例としてグレード 2 から 3 に変更された場合）、選手の最終結果の 10% が引かれることになる。そのような決断はすべてチーフクラシファイアーが審判長と外国人技術代表もしくは外国人審判員に伝える

こと。選手権大会やパラリンピックでは、選手は必ず新しいグレードで出場資格の基準を満たして参加する必要がある。

2.2 グレード高い方から変更された場合（例えばグレード4から3へ変更）、元のグレードで取得した出場権などは変更後のグレードに移行できる。

3. 年齢制限：国際大会はその暦年に14歳の誕生日を迎える者とそれ以上が対象。主要選手権（PE馬場馬術規程参照）はその暦年に16歳の誕生日を迎える者とそれ以上が対象。
4. 障害を持つ選手はFEI馬場馬術競技会において、FEIクラシフィケーションマスターリスト規定に従い、PE馬場馬術規程とFEI馬場馬術委員会の許可のもと、補助器具を使用して競技することが出来る。補助器具を使用してのFEI馬場馬術競技会への参加希望申込みは、前年の12月31日までにFEIに提出すること。各申込みはFEIにより個々に審査される。
5. 性別：男女別での競技はおこなわれない。
6. 一日における競技の最大数：第8420条3項参照
7. 馬匹
 - 7.1 馬は最低6歳であること。馬の年齢は生まれた年の1月1日（南半球では8月1日）を起算日とする。馬は標準に調教されていること。
 - 7.2 安全上の理由から、馬は他の馬の近辺では危険を及ぼす動きをとってはならない。馬が選手や他の馬、観客達に対して安全であることは選手と監督の責任である。
8. 馬のスクーリング
 - 8.1 安全上の理由から、全てのPE競技会では調馬索運動をしている馬場での騎乗は禁止とする。スチュワードが安全と判断した場合のみ、2頭以上の馬匹が適度に距離を置いた上で調馬索運動をしてもよい。
 - 8.2 グレードI、グレードII、グレードIIIの馬は一日当たり最長30分間、トレーナー/コーチ/グループ、もしくは選手の所属するNFから任命された他の選手によって下乗り/調教されることが許される。その際、騎乗者は身分を証明する腕章をつけること。この下乗り/調教の合計

時間はスチュワードによって監視され規制される。スチュワードがいない状況下での下乗り/調教は禁じられている。

8.3 グレードⅣとグレードⅤの馬で、選手権大会とパラリンピックに出場する場合、競技場に到着後は実際競技会に出場する選手のみが下乗り/調教することを許される（違反の場合8429.13条に基づき失格となる）。つまり、例を挙げると、グルームが騎乗し危険のない程度の長さの手綱で常歩をすること、調馬索にかけること、地上からのトレーナーやコーチ等による助言は許される。

8.4 グレードⅠ，グレードⅡ，グレードⅢに参加する馬を、競技馬場入場の15分前以降に選手以外の乗り手が下乗りすることは出来ない。その15分間に選手を乗せても乗せなくてもどちらでも良いが、トレーナーが馬を曳いて競技馬場の周りを歩くことができる。その際地上から馬を調教してはならない。

8.5 選手/トレーナー/コーチ，もしくは指定された関係者によって、選手が騎乗していない状態で調馬索運動を行うことが出来る。しかし、競技用アリーナ入場の15分前以降は調馬索運動を行うことは出来ない。調馬索運動を行う際、サイドレーン、またはダブル・スライディング・サイドレーン（トライアングル）の使用を許可する。調馬索運動を行う際は一本の調馬索使用のみを許可する。

8.6 OCは、外国人技術代表（或いは外国人審判員）やチーフスチュワードと協議の上、指定した時間に競技用アリーナ内もしくは周辺で騎乗することを許可するか否かを決定できる。グレードⅠ，Ⅱ，Ⅲのトレーナー/コーチ，又は指定された代理人は選手の代わりに騎乗することが出来る。しかしながら、グルームや他の騎乗者が調教しているのを見つけた場合、当該馬匹と選手は失権となる場合がある。

8.7 外国人技術代表（FTD）、或いは外国人審判員やチーフスチュワードの許可無しに、決められた時間外での調教は禁じられている。また、会場に到着後は調教用に指定された馬場以外での調教は禁じられている。厩舎内での調教は禁止とする。最後の競技と表彰式が終わるまで

外国人技術代表 (FTD)、或いは外国人審判員や OC の許可無しに会場をあとにはならない。

8.8 如何なる理由があっても、グレードⅣまたはグレードⅤの選手が CPEDI3 またはそれ以下の大会で乗る馬は全て、大会開催中は勿論のこと、最初の競技が始まる前の 24 時間は大会会場では、選手関係者、同じチームの他の選手等が騎乗することは禁じられ、発覚した場合は失格となる。ただし、調馬索運動や地上から引き手などを使ってのサポートは許される。

8.9 如何なる理由があっても、獣医師の診断による馬匹の健康上の理由以外で大会会場から去ることはできない。その場合は、獣医師は直ちに外国人技術代表 (FTD) 或いは外国人審判員とチーフスチュワードに報告すること。

8.10 ステイブルマネジャーの許可があれば、厩舎の適切な場所にて放牧しても良い。

9. 馬の共有

9.1 馬は同じ国の選手で別々のグレードの場合二名で共有することができる。馬は最初の競技が始まる一時間前までに OC により変更が許可された場合、同じ国の二名の選手でのみ共有することができる。すなわち団体競技の場合、別々のグレードで同じ馬が二回出場することができる。

貸与馬に関しては添付書類 III を参照

一頭の馬が二人の選手 (同じ NF) で共有される場合下記の条件を満たすこと：

1. グレードⅠ、ⅡまたはⅢの選手によって騎乗される馬は、一日当たり最長 30 分間、トレーナー/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属する NF から任命された他の選手によって下乗り/調教されることが許される (つまり、グレードⅠ、ⅡとグレードⅢの選手が一頭を共有する場合は二人あわせて一日当たり最長 30 分間のみが許可される)。
2. 馬場の下見は各馬に対してのものであり、各選手に対してのものではないため、二人の選手で共有されている馬の場合、下見は一度のみとなる。

一頭の馬がひとは初級グレード (グレードⅠ、ⅡまたはⅢ)、もうひとは上級グレード (グ

レードⅣまたはⅤ) の二選手によって共有される場合下記の条件を満たすこと：

1. 競技当日、最初に初級グレードの選手が競技に出場する場合、競技前にトレーナー/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属するNFから任命された他の選手による30分間の下乗りが許される。
2. 競技当日、最初に上級グレードの選手が競技に出場する場合、これが(トレーナー/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属するNFから任命された他の選手による)30分間の下乗りとみなされるため、それ以上の調教は許されない。これは馬匹の健康・安全の見地からの規程である。
3. 競技のない日は、それぞれ両選手が騎乗することは許可されるが、トレーナー/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属するNFから任命された他の選手による調教の時間は与えられない(一日当たり30分という規程)。これは上級グレードの選手の騎乗が調教とみなされるからである。

9.2 如何なる場合も、同じグレード、もしくは違う国の選手が馬を共有することは出来ない。

9.3 馬が共有される場合、グレードⅠ、ⅡまたはⅢの選手のために、トレーナー/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属するNFから任命された他の選手が準備運動を行うこと。

9.4 馬は厩舎の外に出る場合は常にグレードと関連した識別番号を記載した頭絡とゼッケンを着用すること。

第8423条 招待と参加申込

1. 招待と参加申込

1.1 2*以下の競技会では5つの各グレードにおいて下記の通り2つから3つの馬場馬術課目で構成されるべきである。

最初の課目－

2*もしくはそれ以下：ノービステストまたはチームテスト

ノービステストはチームテストより難易度が低い課目である。もし大会に予定が組み込まれている場合はチームテストの課目として使用される。

二つ目の課目－最初の課目がノービステストの場合はチームテスト。最初の課目がチームテストの場合はインディビジュアルテスト。

三つ目の課目－自由演技課目

1.2 3*の大会：競技会では、下記の通り各グレードで3つの課目が実施される。

最初の課目－チームテスト。別途個人表彰を行うこともある。

二つ目の課目－インディビジュアルテスト（二つ目のチームテストでもある）。

三つ目の課目－自由演技課目

P E 馬場馬術競技規程第 8421 条を参照のこと。

2. 最初のチームテストはチーム外の個人によって騎乗することが許される。
3. 全ての申し込みは NF によって FEI GR 第 116 条に記載されている通り行われる。要項原案には競技会が全ての NF 対象か否かが明記されていなければならない。もし、制限付きである場合、招待国が明記されていること。要項原案は競技会の 10 週間前までに、確定スケジュールは 4 週間前までに FEI に申請されなければならない。

FEI チャンピオンシップスと FEI 世界選手権大会のエントリーは FEI 一般規定の第 116.2 条に記載されている通りに行われなければならない。

少なくとも大会の開始 4 日前までにエントリーを確定しなければならない。これは大会に参加する人馬の最終的な選出になる。選手や馬の予備はこれらの規定にそってなされなければならない。

4. 予備馬と補欠選手（チャンピオンシップとパラリンピック）：

- 4.1 参加申込が確定した後、OC の同意のもと予備馬と補欠選手の決定がされる。OC は遅くとも馬匹検査の 2 時間前までに最新の馬匹と選手の記された要項に基づいて判断をする。

- 4.2 CPEDI のための予備馬や補欠選手のルールは要項に基づくこと。

第 8 4 2 4 条 競技出場者の申告

1. 特別に明記されている場合を除いて、主要な選手権大会（PE 馬場馬術競技規定参照）では下記の規定がある。
 - 1.1 競技出場者の申告は、遅くとも抽選の 2 時間前までにしなければならない。抽選の正確な時間は要項に記載されていること。
 - 1.2 競技出場を申告した選手の怪我や病気で競技開始が不可能な場合、OC と外国人技術代表(FTD) と、もしくは審判長との協議の上で、後の競技に出場することが出来る。ただし、個人選手としての出場となる。

第 8 4 2 5 条 スタートィグオーダーの抽選

1. グレード I からグレード V まで、それぞれ別々の抽選が行われる。CPEDI3 を含むそれ以下のグレードの事前抽選は、OC と審判長、可能であれば出場選手の代理人によって行われることが望ましい。抽選結果は OC、審判長、およびチーム監督（Chiefs d'Equipes）が出席するミーティングで公開される。このミーティングに許可のない人の出入りは禁じられている。
チーム監督は発表三十分以内に出場順を確認すること。
2. 団体競技、個人競技共に、抽選は同等の方法で行われる。
3. 先ず、同じグレードに三名以上の選手がエントリーしている NF から抽選を行い、続いて二名以上の選手がエントリーしている NF、最後に一名のみの選手がエントリーしている NF の抽選を行う。
4. 団体競技においては、チーム監督がチーム内の出場順を決めることが出来る。しかし、チーム監

督は個人競技の出場順を決めることは出来ない。抽選が事前に行われた場合、チーム監督は自分のチーム内における出場順の変更をミーティングで申し出ることが出来るが、それは与えられたスターティングポジション（starting positions）内に限られる。また、抽選がミーティング中に行われる場合、チーム監督は希望の出場順をそのグレードの抽選が行われる前に申し出なければならない。

5. 各グレードにおいて、出場選手の人数と同数の番号札が、外から見えないように作られた“抽選箱 A”に入れられる。
6. グレードの抽選は、3名の選手がエントリーしている NF から抽選を行う。チーム監督がチーム内での出場順を決めることが可能な場合、まずその抽選が行われ、その後2名の個人選手がエントリーしている NF の抽選が行われる。もしそのような NF が複数になる場合、アルファベットの頭文字が抽選で選ばれ、その頭文字で始まる名前の NF が最初に抽選を行い、続いて、他の二つ以上のエントリーのある NF がアルファベット順に抽選を行う。
7. 各 NF の出場選手達は 彼らの名前が書かれた札を順番に“抽選箱 B”から引き、且つ、出場順が書かれた番号札を“抽選箱 A”から引く。その番号が各個人選手の出場順を決定する。
8. 万一、同じ NF に所属する出場選手の出場順が二つ以上離れていない抽選結果になってしまった場合、直ちに抽選札は抽選箱に戻され、同じ NF に所属する出場選手の出場順が二つ以上離れるまで何度でも抽選のやり直しが行われる。
9. チーム監督がチーム内での出場順を抽選前に提示した場合、チーム監督の希望する出場順通りに抽選結果が変更される場合がある。ただしスターティングポジションは変更されてはならない。
10. 出場選手が一名のみの NF は残っているスターティングポジションを抽選で選ぶ。
11. その後、出場選手は抽選で選んだ番号順に出場する。
12. 自由演技競技の出場順は、既に行われた資格競技の結果に基づいて4人一組で決定する。

下位1位から4位の選手が自由演技競技の最初の4人の出場選手になり、上位1位から4位の選手が自由演技競技の最後の4人の出場選手になる。もし、そのグレードの出場選手の人数が4の

倍数でない場合、残された出場選手（4 人一組に属さない出場選手）が先の出場順になる。先のグループが人数の少ない方で、2 番目のグループは人数の多い方になる

13. 可能な限り、同じ NF に所属する出場選手の出場順が二つ以上離れるよう、考慮されなければならない。

第 8 4 2 6 条 選手の重量

第 8 4 2 7 条 服装

1. 国の色は FEI 一般規則で定められた範囲でのみ使用されること。

軍人、警察官などは全ての国際競技会において民間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。制服は軍隊直属の隊員と警察官ばかりでなく、他の国営施設/軍事施設や National Studs/学校/協会のメンバーにも適用する。

2. 全ての選手は常にきちんとした服装でいなければならない。
3. 原則として、如何なる選手も（またその他の関係者についても）騎乗している間は常に保護用ヘッドギアを着用しなければならない。競技に出場する際は、黒もしくは濃い暗色のヘルメットカバーを使用すること。本条項に違反する選手（またその他の関係者）は直ちに騎乗が禁止され、保護用ヘッドギアを適正に着用するまでこの措置が続く。

保護用ヘッドギアは一般規程の追記 A に定義されている。
4. 黒か茶色の踵のついたブーツもしくは乗馬靴を着用すること。無地の黒か茶色のハーフチャップスか膝までのゲートルも使用できる。
5. 競技会ではクリーム色、ベージュ、または白の乗馬ズボン（Jodhpurs または Breech）と黒か濃い色の上衣を着用すること。対比色と縁飾りは許可されるが、ストライプ入りのものや多彩色の上衣は許可されない。色相を変えた襟や控えめな縁飾り、クリスタル装飾など、品位を損なわず、かつ過度に華美でない装飾は許可される。

乗馬用ズボン：白、もしくはオフホワイト

ストックタイ・アスコットタイ：白， オフホワイト， もしくは乗馬用上衣と同色

手袋：白， オフホワイト， もしくは乗馬用上衣と同色

乗馬用長靴：黒， もしくは乗馬用上衣と同色

拍車：下記 1.8 参照

安全ベスト（膨張式のタイプ含む）の着用は許可されている。

可能であれば手袋を着用。

6. グレードⅣとⅤに出場する視覚障害のある選手は、競技以外で騎乗する場合、規定された色のアームバンドを着用しなければならない。
7. 拍車の着用は任意。拍車は金属製であること。拍車の柄の部分は下方に湾曲しているもの、もしくは真直であるもの、乗馬用長靴着用時に拍車の中心部から後方に向かって直角にのびているものであること。特別な拍車が必要な場合は FEI クラシフィケーションマスターリストに掲載されていなければならない。拍車の腕は滑らかであり尖ってはいならない。輪拍が用いられる場合、輪の部分はなめらかで尖っていないものであること、且つ、輪の部分が自在に回転するものでなければならない。金属製の拍車に硬化プラスチック製の先端をつけた「インパルス」拍車、もしくは「ダミー」拍車の使用は認められている。

騎手が故意であろうとなかろうと、拍車の使用によって馬に虐待行為を行った場合、外国人技術代表 (FTD)、チーフスチュワード、もしくは審判長により拍車をはずすよう命じられることがある。

第 8 4 2 8 条 馬装

1. 馬の個体識別番号は、馬房外では馬に常に装着しておくこと。
2. 頭絡とハミ：現在の FEI 承認のハミのリストを参照のこと。

許可されているハミの図と説明

各種大勒頭絡の銜

小勒銜：

1. ルースリング小勒銜
2. a, b, c ジョイントのある銜身の小勒銜で中央の部分は丸みをもたせたもの。
エッグバットの使用も可。
2. d 中央部分が回転する小勒銜
2. e 中央部分が回転する可動式小勒銜
2. f 中央部分が回転し、ループリングのついた可動式小勒銜
3. エッグバット小勒銜
4. 銜枝付き小勒銜

大勒銜：

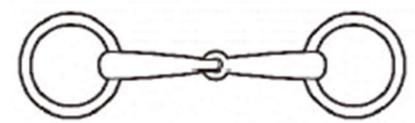
5. 半月形大勒銜
- 6+7. 真直ぐな銜枝と舌ゆるめ付き大勒銜
8. 舌ゆるめと遊動式銜身ついた大勒銜 (Weymouth)
回転式レバーアームの大勒銜も許可される。
9. No.6,7,8 の変形
10. S 字形銜枝のついた大勒銜
11. グルメット (金属製か革製、あるいは両者の組み合わせ)
12. グルメット留め革
13. 革製グルメットカバー
14. ゴム製あるいはシープスキンのグルメットカバー

各種水勒銜：

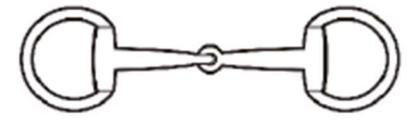
1. ルースリング水勒銜
2. a,b,c,d,e
ジョイントのある銜身の水勒銜で、中央部分に丸みをもたせたもの
3. エッグバット水勒銜
4. D形のレース用水勒銜
5. 銜枝付きエッグバット水勒銜
6. 銜枝付きルースリング水勒銜（Fulmer）
7. 銜身より上に銜枝のついた水勒銜
8. ハンギング式銜枝の水勒銜
9. 銜身に折れない水勒銜。ミューレン・マウスおよびエッグバット・リング付きのものも許可される。
10. 銜身が回転する水勒銜
11. 中央部分が回転する水勒銜
12. 中央部分が回転する可動式銜
13. 中央部分が回転し、ループリングのついた可動式銜

各種大勒頭絡の銜

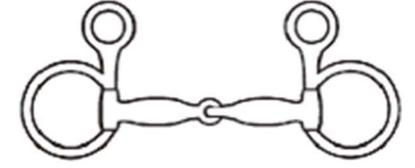
小勒銜：



1



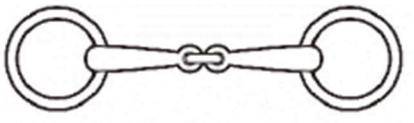
3



4



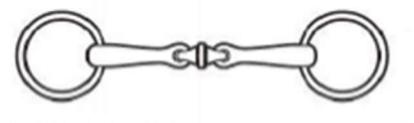
2a



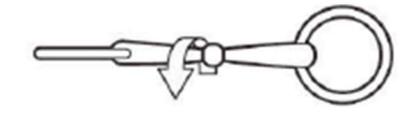
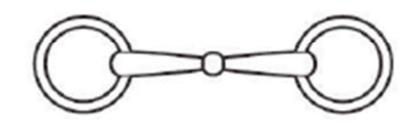
2b



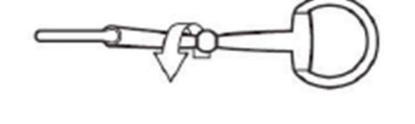
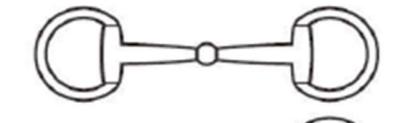
2c



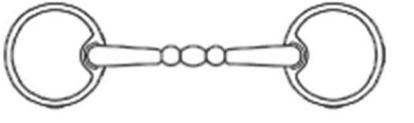
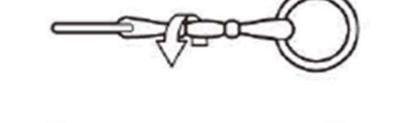
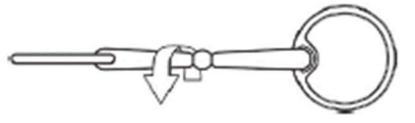
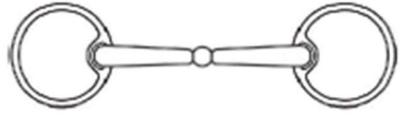
2d



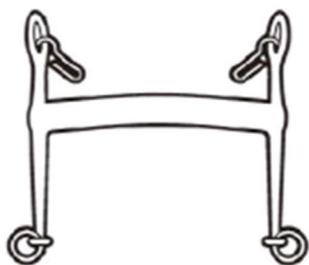
2e



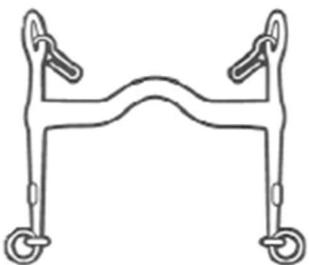
2f



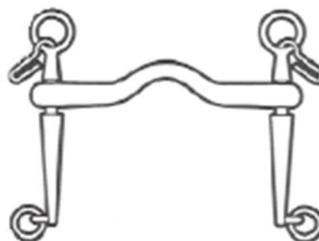
大勒銜：



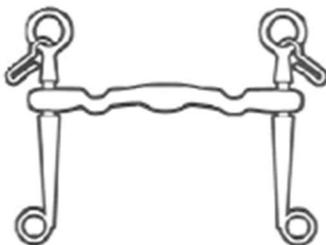
5



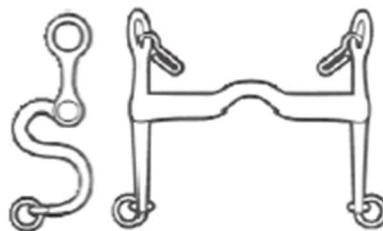
6



7



8



9



10

11



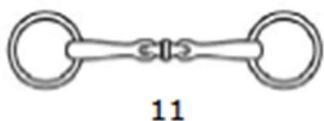
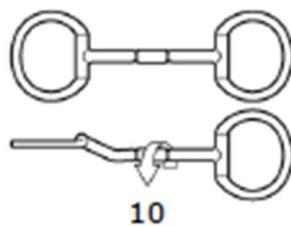
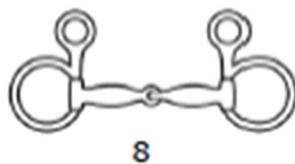
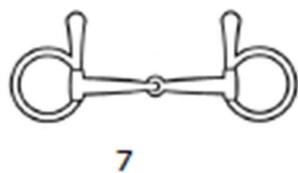
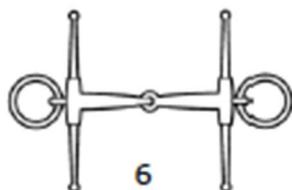
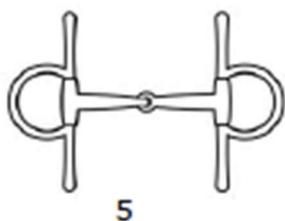
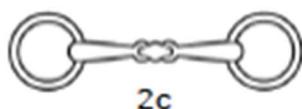
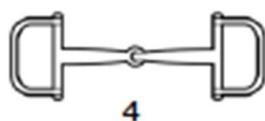
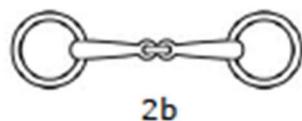
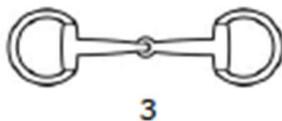
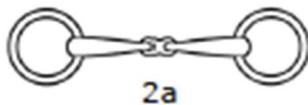
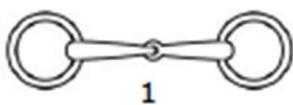
13

12

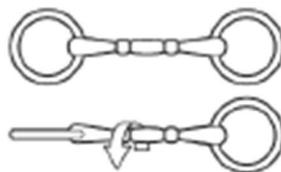
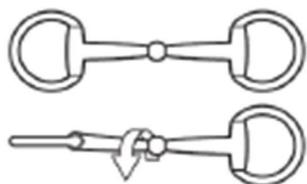
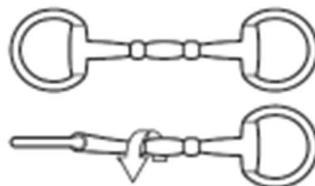
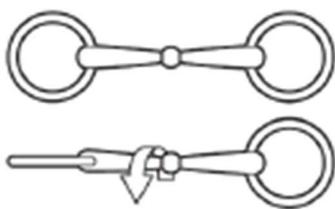


14

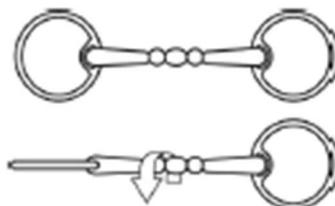
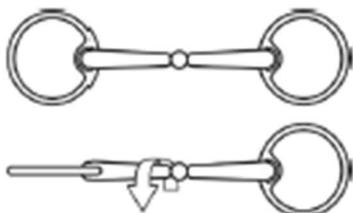
各種水勒銜:



12. 可動式銜



13



2.1 選手は水勒銜，もしくは大勒頭絡の銜を使用すること。大勒頭絡の銜には必ずカブソン鼻革，小勒銜，グルメット付大勒銜を使用すること。グルメットカバーは革製，ゴム製，もしくはシープスキンのものがある。カブソン鼻革はきつく締めすぎて馬を傷つけてはならない。グルメット留め革，及びゴム，もしくは革製のグルメットカバーの使用は任意である。選手が故意であろうとなかろうと，ハミの使用により馬に虐待行為を行った場合，外国人技術代表(FTD)，チーフスチュワード，もしくは審判員長により適切な調整をするように指示される。

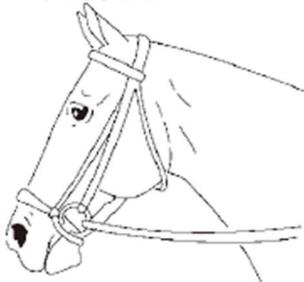
2.2 小勒銜と大勒銜は金属製か硬質のプラスチック製でなければならないが，ゴム/ゴム製品でカバーしても良い。それ以外の物質でカバーすることや軟質ゴム製のハミを使用することは禁じられている。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は10cmまでとする。銜枝の上部はその下部よりも長くてはいけない。可動式銜身がついた大勒銜の場合は，銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを10cmまでとする。小勒と/あるいは大勒の銜身の直径

は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は 12mm 以上、小勒銜の場合は 10mm 以上とする。水勒銜は馬には 14 mm でポニーには 10 mm の直径であること。銜身の直径は銜身のリングあるいは銜枝付近で測る。手綱はハミに取り付けること。

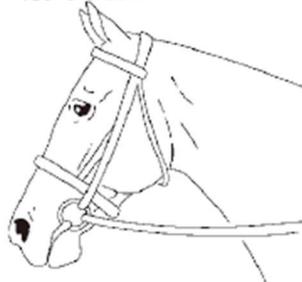
3. 鼻革：鼻革は必ず装着すること。水勒の場合は、カブソン鼻革、ドロップ鼻革あるいはフラッシュ鼻革を使用しなければならない。大勒の場合はカブソン鼻革のみ認められる。普通のドロップ鼻革、あるいはフラッシュ鼻革は頬溝の下に来るように装着する。鼻革は一本のみの使用が許される（フラッシュ鼻革は一本とみなされる）。鼻革が馬に不快感を与えてはならない。

許可されている鼻革

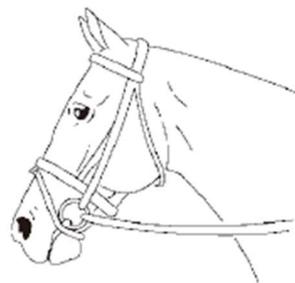
1. Dropped noseband
ドロップ鼻革



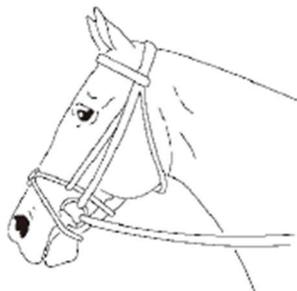
2. Cavesson noseband
カブソン鼻革



3. Flash noseband
フラッシュ鼻革



4. Crossed noseband/Mexican noseband
交叉鼻革/メキシコ鼻革



5. Combined noseband- no throat lash
コンビ鼻革- のど革なし



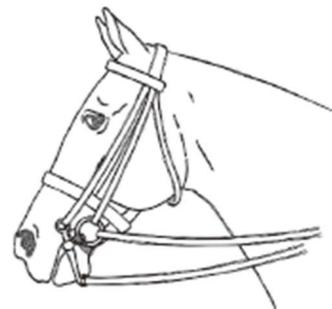
6. Micklem bridle
ミクレム頭絡



1, 3, 4 and 6 are not permitted when a double bridle is used.
5, when used as a double bridle, the lower strap of the nose band is not allowed.

1、3、4、6は大勒頭絡との併用が認められない。
5を大勒頭絡として用いる場合は、鼻革の下のストラップは使用できない。

Example of Double bridle with cavesson noseband, bridoon bit and curb chain
カブソン鼻革、小勒銜、グルメット付き大勒銜を備えた二重頭絡の例



Double sliding side reins (triangle/dreieck zügel)
ダブル・スライディング式サイドレーン (トライアングル)



4. 鞍

4.1 きちんとフィットし、整備され、馬と選手に合う鞍を使用すること。馬が停止した状態で補助具と選手の胴体との間に 3cm 以上の隙間がなくてはならない。選手に合わせて鞍を改造した場合、選手が落馬可能な状態を保つ必要がある。鞍の深さは 12cm 以上あってはならない。深さは前橋の一番高いところから鞍尾の一番高いところの中央からの高さを計る。

4.2 選手のバランスを補助する目的で、幅が 30cm 以内のソフトハンドホルダーを鞍の前方、前橋の上に装着することが許されている。ハンドホルダーは手をかけた際、前橋よりも 10cm の高さがあるてはならない。

もし、ハードハンドホルダー(鞍に固定されていて形が変わらない固いもの)が必要な場合は、FEI クラシフィケーションマスターリストに明記されていなければならない。FEI は、対象の選手の障害状況に応じて長さ等を調整することが出来る。

5. 無地、もしくは国指定のゼッケンを使用すること。FEI 一般規則の 135 条、広告やスポンサーの項目を参照すること。

6. 鞭：各自鞭一本のみの使用が許可される(最長 120cm)。FEI クラシフィケーションマスターリストに明記されている場合は、補助馬具として二本の鞭の使用が許可される。通常の鞭の改造や修正、カーブ鞭の使用に関しては外国人技術代表 (FTD)、外国人審判員、もしくはチーフスチュワードによって承認されなければならない。健常者の馬場馬術の大会で 2 本の鞭を使用する場合、FEI クラシフィケーションマスターリストに明記されていなければならない。

7. その他の PE 補助馬具の許可/不許可

7.1 胸がい (ブレストプレート)、ネックストラップ、ハンドホルダー (上記 4.2 項目参照) は許可されている。マルタン、ブリンカー、サイドレーン、折り返し手綱、ベアリング手綱、その他それらに類似する馬具の使用は禁止されている。馬の口に装着されているハミに接続されている手綱は、直接選手とのコンタクトがあること。つまり、大勒を使用する場合、二本の手綱は両方共、または選手の手が届く前に一本の手綱にまとめ、選手の手にある必要がある。ゴ

ム製手綱の使用は可能である。足用の手綱は、選手の上半身の腕や手/指でコントロールすることが出来ない場合にのみ使用が許可される。

7.2 手綱が通常の状態以外で使用される場合、手綱は選手とのコンタクトポイントから馬の口まで可能な限り直線でなければならない。極端に短い腕の選手の場合、手綱を輪に通し、この輪を革紐で鞍の前方に取り付けて使用することが出来る。これらの輪は自由に動く状態にし、固定してはならない。このような輪を使用する選手は、FEI クラシフィケーションマスターリストに明記されている必要がある。項目 4.2.を参照のこと。

7.3 選手は、事故が起こった場合に直ぐに動くことの出来ない姿勢や位置に固定されてはならない。

7.4 FEI クラシフィケーションマスターリストに補助馬具として明記されている場合、選手を鞍上で補助するために、ベルクロ（マジックテープ）を使用することが出来る。

7.4.1 マジックテープまたはそれ同等の素材は、選手一人当たり 50 平方センチメートル以上使用することは出来ない。3cm×6cm の面積以上の重なりがあってはならない。マジックテープまたはそれ同等の素材を脚ごとに使用する面積は、3cm 幅で 6cm の重なりを超えてはならない。また、安全上の理由により、「V」の形で止めることを推奨する。

7.5 選手のふくらはぎのコントロールを補助するために、マジックテープ、または薄い革紐を、鐙から腹帯に通して使用することが出来る。この場合、FEI クラシフィケーションマスターリストに補助馬具として明記されている必要がある。

7.6 マジックテープ、またはそれ同等の素材を使用する場合、選手が落馬可能な状態を保つこと。

7.7 足が鐙に納まるよう、伸縮性のあるゴムバンドを使用することが出来る。それらのゴムバンドは選手が落馬可能な状態を保つための幅と強度である必要がある。磁力鐙の使用は許可されている。

7.8 足が鐙の中に入ってしまうことを防ぐため、鐙の前方を閉じることが出来る。選手の足が一本しかない場合、片側だけの鐙で騎乗しても良い。もし、選手が義足を使用して騎乗する場合は

両方の鐙を使用する。FEI クラシフィケーションマスターリストで明記されている場合のみ鐙を使用せずに乗ることが許可される。

8. 装飾

8.1 リボンや花等の飾りを馬の尾等に施すことは厳しく禁止されている。

8.2 しかし、馬のたてがみや尾を通常のやり方で編み込むことは許可される。

8.3 人工の尾/長く見せるためにつける尾は、FEI から事前に許可を得ている場合に限り使用が認められる。このような許可の申請書類は、写真と獣医師の証明書を添えて FEI 馬場馬術部門へ提出するものとする。ホックや紐穴を除いて、人工の尾には金属部分があってはならない。

8.4 全ての大会でイヤーフードは認められており、防音目的でも使用される。イヤーフードは目を覆ってはならず、デザインや色も控えめなものとする。鼻革に取り付けてはならない。

8.5 耳栓の馬への使用は表彰式においてのみ許可される。

9. 特殊な補助馬具の使用については、事前に FEI 補助馬具審議会において許可される必要がある。これらの申請は、対象競技会の馬匹検査二週間前迄に書面にて、必要な関連書類（医療診断書、補助馬具の詳細、写真等）と共に FEI に提出すること。申請が FEI 補助馬具審議会により認可された場合、対象の補助馬具は FEI クラシフィケーションマスターリストに追加記載される。

10. 規定に従って、全ての馬具や特別な道具の使用に関する許可は FEI 馬場馬術規程に基づく。特別な道具や補助馬具の使用がバラ馬場馬術規程の元に許可されているか否かを確認するのは選手の責任となる。また、これらの道具の使用が各選手の FEI クラシフィケーションマスターリストに明記されていること。

11. 馬装検査

11.1 スチュワード一名を任命して、各馬が競技馬場を出た直後に馬装の点検を行う。違反は全て C 地点審判員へ報告され、8430.3 条に基づいて罰せられる。馬によっては口が過敏で触られるのを嫌がるため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない（FEI スチュワードマニュアルを参照）。スチュワードは、頭絡を点検する際には使い捨ての手術用／保護用手袋を

着用しなければならない（各馬につき1組の手袋）。

第8429条 アリーナと練習用馬場

1.1 パラリンピック大会、地域大会、およびFEI選手権大会では、外国人技術代表が競技用アリーナの点検を行い、これを承認しなければならない。

1.2 その他全ての国際競技会では、外国人審判員か競技場審判団長が競技用アリーナの点検を行い、これを承認しなければならない。

2. アリーナの規格

2.1 馬場は平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差は、いかなる場合も50cm以内、短蹄跡ではいかなる場合も20cm以内とする。馬場は主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナ・フェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも15m以上の距離をおいて設置する必要がある。競技が屋内で行われる場合、馬場は原則として壁から3m以上離れていなければならない。アリーナ・フェンスそのものは高さ約30cmの低いフェンス（レールは硬質であってはならない）で構築するものとする。A地点のアリーナ・フェンス部分は選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入場口の広さは2メートル以上なければならない。フェンスのレール部分は馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。

2.2 PEグレードⅠ、グレードⅡ、グレードⅢの選手のために、長さ40m、幅20mの広さのアリーナも用意されていること。大きな文字で記された馬場地点標記（マーカー）が必要な視覚障害を持つ選手は、各自で準備すること。

3. 馬場馬術アリーナ・フェンスとジャッジボックス／テーブルへの広告表示：すべてのFEI選手権大会について、馬場馬術アリーナ・フェンスでの広報権は唯一FEIに帰属する。これらの競技会については、組織委員会がFEIより事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。

但し広告が一切認められない馬場馬術用の地点標記とそのホルダーを除く。

他のすべての国際競技会については、別途 FEI から出された勧告に従い馬場馬術アリーナ・フェンスには広告を入れず、その代わりとして広告用ボードの使用を主催者に強く推奨する。

広告は黒のみで印字し、フェンスの内側にのみ表示でき、A 地点を除くアリーナ地点標記の両側は各々1.5m 以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側 M 地点、C 地点、H 地点は完全に広告のないスペースとする。B 地点と E 地点の両側は各々3m 以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長 44m まで広告を掲げることが認められることとなる。広告の設置方法は常識の範囲で行い、長蹄跡に沿った広告掲示は正確に対称な設置とする。

3.1 スポンサーの商標/ロゴを掲げる場合は高さを 20cm 以内としなければならない。広告は馬場馬術アリーナ・フェンスの上端に合わせる。広告はアリーナ・フェンスの内側にのみ設置することができ、外側は不可。FEI とテレビ放映局との合意に基づく条件が有効なときはこれを尊重しなければならない。

3.2 フェンスあるいはジャッジボックス/テーブルに掲示する広告はすべて、競技開始までに外国人審判員か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。

上述した広告の設置位置条件に従い、競技開始までに FEI/外国人審判員/外国人技術代表の許可を受ければ、FE 公認競技会名と/あるいはロゴを馬場馬術アリーナ・フェンスに掲げることが常に許容される。

例：CPEDI3*ハートプリー

本規則に違反した組織委員会については、FEI が本規程と一般規程に基づいて罰金を科し、あるいはその競技会から CPEDI のタイトルが外される場合がある。

4. 地点標記：アリーナ・フェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから 50cm ほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ高さに印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。

5. 中央線を引くことは認められない。
6. 審判員の配置：5名審判制の場合、3名の審判員を短蹄跡に沿って配置しなければならないが、屋外競技では馬場から3m以上、5m以内の位置とするが、屋内競技の場合は可能であれば3m以上離すことが望ましい。C地点審判員は中央線の延長線上に、またその他の2名（M地点とH地点）は長蹄跡の延長線上より内側へ2.50mの位置に配置する。サイドの審判員2名（B地点とE地点）は各々のB地点、E地点で馬場から3m以上、5m以内の位置に配置するが、屋内競技では2m以上離すことが望ましい。審判員が3名の場合は1名が長蹄跡側に座るべきである。

6.1 ジャッジボックス：各審判員に個別のジャッジボックスか台座を用意しなければならない。高さは地上より50cm（自由演技課目ではもう少し高い方がよい）以上とし、アリーナがよく見えるようにする。ジャッジボックスは4名を収容できるよう十分な広さがなくてはならない。ジャッジボックスはアリーナ全体を良く見渡せる状態にする。

競技会が野外で行われる場合、可能な限り、ジャッジボックスは暑さや寒さ、風や雨を防ぐための屋根/ドアが装備されることが望ましい。必要であれば、ドアには開いている状態と閉まっている状態でドアを固定出来るよう留め具をつけること。極度の寒暑の場合、暖房器具や扇風機が用意されていること。下記条項4*の競技会には自動車がジャッジボックスとして代用されることがある。

7. 小休止：二時間毎に15分間程度の休憩を入れ、馬場表面を整備することが推奨される。もし、30人以上の選手がいる場合は最低でも25分の休憩時間を挟むこと。この25分は最後の選手の演技終了時間と次の選手の演技開始の時間を計る。審判員達の昼休みとして一時間が与えられなければならない。
8. 屋内での大会の場合、競技馬場は原則壁から最低2mの距離があること。
9. 実際の競技の出番、もしくは指定された練習時間以外に競技アリーナを使用した選手/馬匹は失格となる。

例外は外国人技術代表と、もしくは審判長により認められる場合がある。

10. 練習用馬場：望ましくは競技会入厩と同時に、選手が自由に使用できる広さ 20m×60m の練習用馬場を少なくとも1つは設置しなければならない。この馬場は競技用アリーナと同じフットイングであることが望ましい。この 20m×60m の馬場は、必要に応じて 20m×40m としても使えるように設置されていなければならない。20m×60m の馬場は最多で 8 名、20m×40m の馬場は最多で 6 名の選手が騎乗するのに十分な広さであること。視覚障害の選手がひとりで練習出来る環境を提供すること。全ての選手が同じだけの練習時間を与えられること。可能であれば、これらの馬場は競技用アリーナと同じフットイングであることが望ましい。

10.1 20m×60m の練習用馬場を提供することが現実的に困難な場合、選手に競技用馬場での練習を許可することが推奨される。その場合、競技用アリーナを練習目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み込むこと。

11. 選手が競技用アリーナの外で馬の準備運動をすることができない場合、選手はベルが鳴る一定時間前に競技用アリーナへ入ることを許可される。その際、OC は審判長と、または外国人技術代表と協議し、選手が一度馬場から出て再入場するのか、もしくは馬場の中で待機して良いのか決定する。

12. 全ての視覚障害選手は競技用アリーナ内より演技を開始してもよい。

13. スチュワードは、厩舎の公式開放時刻前から常時臨場して、全てのトレーニング/準備運動を監視しなければならない。公式競技開始時刻まで規程を施行することができる。

14. 中断：競技が妨げられるような技術面での不備があった場合は、C 地点審判員がベルを鳴らす。明らかに外的要因で競技が妨げられた場合にも、同様の手順を適用することが推奨される。異常な気象条件あるいはその他の極限状況では、C 地点審判員がベルを鳴らして演技を中断させることができる。外国人技術代表或いは外国人審判員/組織委員会も、競技を止めるよう C 地点審判員に提案できる。これにより影響を受けた選手は、競技再開が可能になった段階で演技を再開し完結させることとする。自由演技課目の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手は C 地点審判員の許可を得て馬場を出ることができる。他の選手の出場時刻には

できるだけ影響を与えないように配慮し、当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯か競技の最後に戻って演技を再開するか、あるいは演技を初めからやり直す。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。初めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。規程課目で選手が演技を再開しなければならない場合、選手は課目の最初から始めるか、あるいは中断した箇所から始めるかを選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る。

第 8 4 3 0 条 競技課目の実施

1. FEI PE 公式課目はすべて記憶して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。例外として、FEI クラシフィケーションマスターリストにコマンドーの使用が記載のある選手に関しては、課目の内容を読み上げてもらいそれを聞きながら演技することが認められる。PE 馬場馬術競技規程第 8430.13 条を参照のこと。
2. 経路違反：選手が「経路違反」（回転を間違えたり、あるいは運動項目を抜かすなど）をした場合、C 地点審判員はベルを鳴らして当該選手に警告する。必要であれば C 地点審判員はどこから演技をやり直すか、次に行う運動は何かを示して演技を続行させる。しかし選手が「経路違反」をしてもベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合もある。例えば E 地点で中間速歩から尋常速歩へ移行すべきところを K 地点で移行した場合、ベルを鳴らすか否かは C 地点審判員が判断する。選手が間違えた運動項目と同じ運動項目が当該等課目の中で、後から繰り返して出てくる場合、C 地点審判員はベルを鳴らして選手に注意を促し、正しい運動を伝える。点数はそれぞれの審判員により減点されるが、選手は正しい運動を行うことで追加減点を回避することが出来る。経路違反か否かの判断については、C 地点審判員に唯一決定権がある。これに従って、その他の審判員のスコアが調整される。場合によっては、選手の任命された代理人と協議することもある。

3. 減点

3.1 経路違反：ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」は全て減点されなければならない。

1回目 (それぞれのジャッジの) 合計得点率から 0.5%

2回目 (それぞれのジャッジの) 合計得点率から 1%

3回目 失権

3.2 その他の罰則

以下の場合にはすべて違反とみなされ、それぞれの違反につき 2 点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない（自由演技課目を含む）。

- アリーナ周囲のスペースに馬の肢に肢巻を巻いたまま、もしくは規定外の服装で入場すること；
- 馬場馬術アリーナに馬の肢に肢巻を巻いたまま、もしくは規定外の服装で入場すること：もしも、これらの違反事項が発見される前に競技が始まってしまった場合、C 地点審判員は選手に競技の中断を告げ、補助係が馬場内に入って違反の原因となっている物を取り除く。その後、選手は競技を課目の最初からやり直すか（アリーナ・フェンスの中から始める）、あるいは中断した箇所から始めるかを選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る；
- ベルの合図前にアリーナへ入場すること；
- ベルが鳴ってから 60 秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、120 秒以内には入場した場合；
- 自由演技で、音楽開始から 30 秒を超えて入場した場合；
- 自由演技課目が審査用紙に規定された時間よりも長いあるいは短い場合は、芸術点合計から 0.5% が減点される。

4. 運動項目実施の誤り：選手が「運動項目実施の誤り」を犯した場合は、「経路違反」と同様に減

点されなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断（ベルを鳴らす）しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。

5. 気付かれなかった誤り：競技場審判団が誤りに気付かなかった場合は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われ、その誤りで減点されることはない。

6. 減点は、それぞれの審判員の結果表の合計点から減点される。

7. 跛行：著しい跛行が見られる場合、C 地点審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない。

8. 所定地点での運動項目の実施：馬場の所定地点で実施されるべき運動項目については、選手の体はその地点の上/真横に来た時に行うものとする。

9. 馬場への入場

9.1 パラ馬術の選手はベルが鳴った後 60 秒以内に本馬場へ入場する。自由演技課目の場合は、ベルが鳴ってから 60 秒以内に音楽開始の合図をすること。

9.2 安全のため、グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲとプロファイル 36（全盲）の選手は、演技が始まる前に馬場の外側でトレーナーや責任者に付き添ってもらうことが可能。付添い者は引き馬をすることは許されるが、調教することは出来ない。また、付添い者は演技中、馬場の外で立っていることが許可される。

馬が排便あるいは排尿を始めた場合は時計を止め、馬が演技を再開できるようになった段階で時計を再スタートさせる。

10. 選手は敬礼の際、頭を下げる（頷く）だけで良い。ヘルメット・トップハットを脱ぐことは禁止されており、手綱のコンタクトを保った状態でなければならない。

11. 失権

11.1 人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、当該選手は失権となる。

11.2 馬が反抗して選手がコントロールを失い、馬の四肢全てが馬場から完全に出てしまった場合失権となる。しかしながら、選手が馬を馬場の外へ誘導している途中の場合や、馬の四肢全てが馬場から完全に出てしまっていない場合は自動的に失権になることはなく、C 地点の審判員によって判断が下されるが、このような行動は大きな減点となる。

馬が馬場から出て身動きが取れなくなってしまった場合、スチュワード、もしくは適切なスチュワードが、一枚、もしくは必要な分だけのアリーナ・フェンスを外して選手が安全に競技アリーナに戻るよう補助する。

11.3 いかなる反抗も、60 秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、審判員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から 60 秒よりも早い時点で失権となる。

11.4 出血：課目演技中に C 地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑われた場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。

FEI スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合（第 8430.12 条）、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該馬と選手を失権とする。血液が馬体の他の部位に認められた場合には FEI 獣医師を呼び、この馬の競技継続適性の可否の判断を求める。

上記に従い馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた場合には、翌日以降その馬が競技会継続出場に適性があるか、次の競技前に FEI 獣医師が検査する。FEI 獣医師の判断は上訴の対象とならない。

12. 演技は A 地点から入場した時に始まり、課目最後の敬礼の後、馬が前進しはじめた時点で終了となる。ただし、選手/馬匹の出血、馬装検査が完了するまでは競技終了とはみなされない。選手は馬場馬術課目で規定されている通りに、滞りなく馬場から速やかに退場すること。

13. コマンダーとコーラー

13.1 定義：コマンダーは課目を読み上げ、コーラーは補助が必要な視覚障害の選手に対してマーカーの文字を読み上げる。

13.2 コマンダーの補助を希望する選手はその理由を明記した書類を添付しパラ馬術のチーフクラシファイアーに許可を申請する。コマンダーの使用許可については FEI クラシフィケーションマスターリストに明記されていなければならない。課目の読み上げは英語、または選手の母国語で行うことが出来る。なお、コマンダーは課目を読み上げることのみが許されており、それ以外の指導もしくは意見を述べること等は出来ない。

13.3 競技中の無線通信使用は認められない。例外は以下の 13.3.1 条と 13.3.2 条に記されている。

13.3.1 クラシフィケーションで聴覚障がいと認められ、上記（13.2）のようにコマンダーの使用を認められた選手は、競技中の手話や無線通信の使用を認められる。これは FEI クラシフィケーション・マスター・リストに記載される。

13.3.2 FEI クラシフィケーションマスターリストにコマンダーやコーラーの使用が認められた全ての選手はヘッドセットの使用を認められる。

13.3.3 上記（13.3.1 と 13.3.2）の選手は機能するヘッドセットと追加のレシーバーを準備する義務がある。追加のレシーバーはスチュワードがコーチ、ヘルパーから選手への伝達をすべて聞くためのものである。それが準備されなかった場合、ヘッドセットの使用は認められない。

13.4 各選手コマンダー一人のみが認められる。コマンダーは馬場の外の E マーカーまたは B マーカーの指定の位置に立つこと。もしこれが不可能な場合は、C 地点の審判員の指示に従うこと。

13.5 コマンダーは、各運動に対して公式な課目表に沿って勝手な文章を追加せず、1 回又は 2 回のみ読み上げることが出来る。

13.6 全てのコマンダーはスチュワードの監督下におかれ、そのスチュワードはコマンダーの使用する言語を理解できることが望ましい。

13.7 コマンダーは鞭を所持することは認められない。

13.8 コーラーは、マーカーの文字のみを読み上げる。リードコーラー（コマンダーと兼任でも良い 13.3 参照）は馬場の中心に立ち、馬の経路の邪魔にならないように安全のため以外は動いてはならない。その他全てのコーラーは、馬場の外に位置していなければならない。コーラーの人数は 13 人以内であること、ただし視覚障害の選手は、可能な限り少人数のコーラーを使用することを推奨する。C 地点のマーカーに立つコーラーの代用として、選手が用意するビーコン・ベルが使用されることもある。

14. その他の外部からの援助

14.1 口頭によるコーチの指導，サインを含む，全ての外部からの補助や介入は，審判長や C 地点審判員の判断により失権となることがある。

一時的な危険な状況を回避するために，選手が演技を中断し外部補助を受けた場合（鐙をなくした場合），全ての審判員は該当する運動に関してはゼロ点をつけることになるが，選手は演技を続行することが出来る。

しかしながら，その危険な状況が長く続くような場合，失権になるか否かは C 地点審判員の判断による。

14.2 必要に応じて，選手のトレーナー，もしくは代理人は，審判の指示を伝達するために競技用アリーナの近くに立つことが許可される。

14.3 グレード I，II，または III に関しては，安全上の理由でアリーナの外側のコーナーにヘルパーを立たせることが許可されている。緊急事態の場合，彼らによって身体的な補助をすることが許される。その行為に対するペナルティは C 地点の審判員によって，その時点で失権にするか，演技が終わってから失権にするか判断される。

14.4 グレード I，II，または III に関しては，環境が整っていれば，帯同馬が馬場の近辺に立つことが許可される。

第 8 4 3 1 条 時間制限と技術的な不備

- 1.1. 演技時間が計測されるのは自由演技課目のみ。
- 1.2. 時間は、最初の停止の後に動き出した瞬間から最後の停止までを計測する。入場曲は必須ではないが、もし使う場合は選手が馬場に入場する前の 30 秒以内でなければならない。つまり、選手は入場曲が始まってから 30 秒以内に競技用アリーナに入場しなければならない。音楽は最後の停止で終了しなければならない。停止は中央線上にて、C 地点の審判員に向かい合っている状態でなければならない。
- 1.3. 自由演技の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手はすぐに馬場から退場しなければならない。他の選手の出場時刻にできるだけ影響を与えないように配慮する。当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯か競技の最後に戻って演技を再開するか、あるいは演技を最初からやり直す。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。初めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。

いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。

第 8 4 3 2 条 採点

1. 全ての運動項目やいくつかの移行については、審判員によって採点され課目の審査用紙に数字が記載される。
2. 採点は 0 から 10 まで、それぞれの審判員によって行われ 0 が一番低く、10 が最高得点となる。
3. 採点の基準は以下の通り。

10：優秀

4：不十分

9：極めて良好

3：やや不良

- | | |
|-------------------|---------|
| 8：良好 | 2：不良 |
| 7：おおむね良好 | 1：極めて不良 |
| 6：基本的に要求を満たしている演技 | 0：不実施 |
| 5：まず可とみる | |

審判員の判断により、運動項目と総合観察点で 0.5 点から 9.5 点の間を 0.5 点刻みで使用できる。自由演技課目では全てに 0.5 点刻みで付けられ、芸術点には 0.1 点刻みで採点することができる。

「不実施」とは、要求された運動項目を実質的に何も行わなかったことである

4. 選手が演技を終了した後に、次の観点から総合観察点が与えられる。

- 1) ペース
- 2) アクティビティ（運動の活発さ）
- 3) 従順性
- 4) 選手の姿勢、シート；正確かつ有効な扶助

各総合観察点は 0~10 点で採点される。

5 総合観察点項目と特定の難度の高い運動項目は、FEI が定める係数を設けることが出来る。

第 8 4 3 3 条 審査用紙

1. 審査用紙には 2 つの欄があり、初めの欄は審判員が最初の採点を記入する欄で、2 つ目の欄は訂正点を記入する欄である。いかなる訂正点も修正した審判員によるイニシャルでの署名が必要である。審判員のスコアはインクで記録しなければならない。
2. また審判員の所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載するべきである。少なくとも 5 点以下を与えた場合は所見を与えることが強く推奨される。

3. 上記は全ての競技会で行われ、コピーを審判長へ提出する。
4. 全ての馬場馬術課目は FEI のウェブサイト (www.fei.org) よりダウンロードできる。

第 8 4 3 4 条 得点の集計と成績

注意：パラ馬術の「クラシフィケーション」という単語は選手をクラス分けするために適用され、採点や成績には適用されない。

1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が計算係へ渡される。
係数が設けられているところでは得点に係数を掛け合算する。
2. 各審査用紙における合計点を合算し、これを得点率に換算して求めた最終スコアで順位を決定する。違反の減点は総得点から引かれる。すべての得点は少数点第 3 位までのパーセンテージで表示される必要がある。
3. 個人順位は次の要領で決定する：
 - 3.1 すべての競技において優勝者は合計得点率が最も高い選手、第 2 位は次点の選手というように決定する。
 - 3.2 上位第 3 位までで得点率が同一となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点が同点の場合は同順位とする。
 - 3.3 自由演技課目の上位第 3 位までの順位で得点率が同一となった場合は、芸術点の高い選手を上位とする。これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位とする。
4. CPEDI の団体順位は次の要領で決定する：すべての団体競技において優勝チームはチーム内上位 3 選手のチームテストとインディビジュアルテストの合計得点率が最も高いチーム、第 2 位は次点のチームというように決定する。得点率が同じとなった場合は、チーム内上位 3 選手のうちの最下位の選手の成績が最も高いチームを優勝とする。チャンピオンシップとパラリンピックに関しては 5 章と 6 章を参照。

第 8422.1 条 (Re. Reducing a score of 10 penalty percentages per judge if athlete is competing

in the in the wrong Grade) も参照のこと。

第 8 4 3 5 条 成績の発表

1. 各演技終了後、各審判員によって採点された得点が、計算係によって計算機を使用し計算され印刷される(計算コンピュータープログラムの使用も可)。印刷されたものはそれぞれの採点表の原本にホチキス留めされる。各審判員による暫定的な得点率が個別にスコアボードに提示される(「仮発表」と明記すること)。

成績はすべて小数点以下第 3 位までパーセント表示で発表しなければならない。

2. 選手が競技前に出場を取り止める、または課目の演技前または演技中に棄権する、失権となる、あるいは「ノーショウ(現れず)」であった場合は、成績表の選手名の後に「出場辞退(WD)」「棄権(R)」「失権(E)」「ノーショウ(NS)」のいずれかを表記しなければならない。
3. 審判員長、もしくは C 地点の審判員は、それぞれのクラスの公式結果表に署名をする必要があり、その結果表は選手に公表出来る。
4. 競技の最終順位と得点率合計が発表された後に、各審判員が与えた得点率が各審判員の氏名を付して公表され、プレスおよび FEI へ通知される(第 8433 条参照のこと)。

第 8 4 3 6 条 表彰

1. 表彰式は馬から降りた状態で行うことが推奨される。このことは、表彰式開始の遅くとも一時間前までにシェフデキップに伝えておかなければならない。
2. 入賞した選手は表彰式に参加しなければならない。これを怠った選手は入賞が取り消される。
3. パスポートは最後の表彰式が終了し、全ての支払いが完了した後に大会組織委員会(OC)によって返却される。
4. マリボンは与えられなくてはならない。第 8 4 5 4 条も参照のこと。

5. 服装や馬装は競技中と同様とするが、黒か白の肢巻の着用は認められる。
6. 選手は外国人技術代表（FTD）と、或いは審判長に試合で騎乗した馬以外の馬で表彰式に出席しても良いか否か許可を求めることが出来る。
7. 馬匹には責任者帯同して横を歩くか、もしくは曳いて歩くことが許される。
8. スポンサーは可能な限り同席すること。
9. 騎乗した状態での表彰式の場合、保護用ヘッドギアは脱いではならない。第 8427.3 も参照のこと。
10. 表彰式やホースインスペクションなど馬が集まるような時はいつも、選手、あるいはグルームおよびこれに関わる者は誰もが責任をもって行動しなければならない。注意を怠ったりした場合や、あるいは無責任な行動に対してはイエローカードが出されることもある。甚だしい不注意や無責任な行動により事故が発生した場合は、FEI へ報告して更なる措置を講じる。
11. OC は外国人技術代表（FTD）と、或いは審判長と連携して公式の表彰式に何名の選手が出席するのかということを決定する。
12. 馬リボン等、選手が表彰式で必要でないものは、表彰式後の決められた時間に採点表の提示のもと、シェフデキップから渡される。

第三章 競技場審判団，上訴委員会，外国人技術代表(FTD)，クラシファイアー，獣医師代表団，獣医師代表，スチュワード，および馬に対す虐待行為

第8437条 競技場審判団

1. 全ての CPEDI3*以上の競技会は、競技場審判員団は5名、CPEDI3 レベル又はそれ以下の競技会審判員団は3名、もしくは5名で行われる。第8429.6条も参照のこと。全国レベルの大会で海外からの招待選手が参加する場合（CPEDN）、極力3名以上の審判員を配置して行うこと。
2. 結果の決定に際し、5名（又は3名）すべての審判員のスコアがカウントされる。
3. 各審判員には、その審判員と同じ公用語を話せて記述できるセクレタリーを1名ずつ付けて補佐しなければならない。
4. C 地点審判員は、希望すればセクレタリーの他にもう1名の特別アシスタントを依頼することができる。このアシスタントの任務としては、課目の進み具合を追い、C 地点審判員に「経路違反」、あるいは「運動項目の誤り」を伝えることである。
5.
 - 5.1 世界選手権やパラリンピックにおいて、審判団は様々な国から選ばれなければならない、かつ競技場審判団メンバーは、パラ馬場馬術委員会により選任され FEI により承認された FEI リスト PE5*の国際審判員であること。
 - 5.2 世界選手権とパラリンピックを除くすべての FEI チャンピオンシップと地域大会では審判長と審判員は FEI の 5*と 4*審判員リストから FEI が任命する。
6. CPEDI3*の審判長及び審判員は下記の条件を満たすこと：
 1. FEI の合意のもとに各国の NF 及び OC が選任する

2. 国際審判員であること（第 8437.10 条参照）
3. 5 人審判の場合、そのうち 3 人以上が FEI4*又は 5*審判員であること。1～2 名は FEI3*審判員でもよい。4*審判員が 1 名は必要である。西ヨーロッパでは 1 名の 3*審判員も必要である。西ヨーロッパ以外では 1 名の 3*審判員を起用することを推奨されている。
4. 3 人審判の場合、そのうち 2 人以上が FEI 4*又は 5*審判員であること。1 名は FEI3*審判員でもよい。西ヨーロッパでは、1 名の 3*審判員も必要である。西ヨーロッパ以外では 1 名の 3*審判員を起用することを推奨されている。
7. CPEDI2*において、審判長は FEI パラ馬場馬術審判員リストの 4*または 5*審判員で、その他の審判員は FEI リストの 3*,4*または 5*審判員。
もし 3*審判員を使わない場合、PE 国内審判員リストから国内審判員を、審判員団が 3 名の場合は 1 名、審判員団が 5 名の場合は 2 名選んでも良い。
8. CPEDI1*において、審判長は FEI パラ馬場馬術審判員リストの 4*または 5*審判員。
1～2 名は 3*審判員または同国の国内審判員でもよい。
9. 審判長がその国際競技会の開催国とは異なる国籍を有している場合は、外国人審判員として従事できる。
10. 3 名のうち 2 名、または 5 名のうち 3 名が外国人審判員である場合、その審判団は国際審判団とみなされる。西ヨーロッパでは全ての外国人審判員は違う国籍である必要がある。西ヨーロッパ以外では 2 名の外国人審判員は同じ国籍でも良い。
11. ひとつの審判団につき 3*審判員は 2 名まで認められる。審判団が 3 名の場合は 1 名のみが認められる。
12. 予備審判員：あらゆるレベルの FEI 選手権大会、および競技会において、7 名か 5 名の競技場審判団メンバーが任命されている場合には、審判員のうち 1 名が出席できない事態に備えて予備審判員を 1 名任命しなければならない。FEI ワールドカップ馬場馬術競技会と大陸選手権に関しては予備審判員を競技会場に臨場させることとし、また、これよりも低いレベルの選手権大会および

び競技会でもできる限り配置する。例外は F E I の認可が必要となる。

13. 審判長、もしくは FEI 任命の外国人審判員は、ホースインスペクションに間に合うよう、現地へ到着していなければならない。
14. 競技場審判団の全メンバーは同じ公用語を話せなければならず、可能であればもう一言語を理解できることが望ましい。
15. いかなる競技会においても、審判員は 1 日に約 40 名を超える選手の審査をしてはならない。
16. 審判のカテゴリー、および各カテゴリーに必要な資格については付則 II 参照のこと。
17. 可能な限り公正な審査結果を確保するため、同じ競技場審判団が団体戦におけるそれぞれの演技課目（全てのグレード）を審査することが望ましい。同じ競技場審判団または異なるメンバーが他の競技課目を審査する。
18. FEI による外国人審判員の任命。外国人審判員は FEI の代表として FEI によって任命される。FEI によって外国人技術代表が任命されている大会では外国人審判員は任命されない。
 - 18.1 国際競技会が行われている国以外の国籍をもつ審判長と審判員は、外国人審判員としての役割を果たすことができる。外国人審判員の役割は、FEI 代表として FEI 規程と FEI に承認された要項に則って競技会が進められていることを確認することである。
 - 18.2 FEI 地域チャンピオンシップ、地域大会とすべての CPEDI で、外国人審判員としての審判長と審判員は外国人審判員レポートを提出する必要がある。外国人審判員は要項に記載され、できる限り 5* の審判員であることが求められている。

第 8 4 3 8 条 外国人技術代表 (FTD)

- 1.1 全てのチャンピオンシップとパラリンピックでは、必ず外国人技術代表が任命されなければならない。組織委員会は FEI の承認を得た外国人技術代表を任命する。なお、チャンピオンシップとパラリンピックでは、FEI が外国人技術代表を任命する。

1.2 FEI は基準を満たしている外国人技術代表のリストを作成、維持する。このリストに記載される外国人技術代表は次のような条件を満たしている：現在または過去に FEI パラ馬術/IPEC 審判員である、またはパラ馬場馬術委員会により基準となる事項について豊富な知識を認められ任命された者。

第 8 4 3 9 条 クラシファイアー

1. クラシフィケーションを行うかは OC と NF の裁量により決定され、競技会の日程が FEI カレンダーに掲載されてすぐに発表されなくてはならない。(締め切りはカレンダー規程による) 国際競技会を開催する NF は、必ず 1 回の競技会でクラシフィケーションを行う必要がある。
2. クラシフィケーションが行われる国際競技会において、国際競技会のクラシフィケーションは IPC クラシフィケーション規程に従い、2 名の FEI PE クラシファイアーによって行われる。そのうち少なくとも 1 名は選手とは違う国籍のクラシファイアーでなければならない。全ての CPEDI3*以上の競技会においては、クラシフィケーションを行う際は必ず 2 名の FEI PE クラシファイアーがその場に同席しなければならない、そのうち 1 名は外国国籍のクラシファイアーであること。クラシファイアーはすべてのクラシフィケーションを終えるまで残っていないとしない。
3. 視覚障害選手のクラシフィケーションは (プロファイル 36 と 37)、2 名の国際盲目スポーツ協会 (IBSA) のクラシファイアーによって行われること。
4. 全ての国際競技会のクラシファイアーは FEI によって認可されていなければならない。主要な選手権 (詳細は P E 馬場馬術競技規程参照) のクラシファイアーは FEI が直接任命する。FEI は各レベルの競技でクラシフィケーションを行えるクラシファイアーの一覧を作成し、更新維持する。
 - 4.1 チャンピオンシップとパラリンピックにおいて、FEI はレベル 2 のチーフクラシファイアーを任命する。OC はもう 1 名のレベル 1 以上のクラシファイアーを任命する必要がある。
 - 4.2 CPEDI では、OC はレベル 2 のチーフクラシファイアーとレベル 1 以上のクラシファイアー

を任命する必要がある。

第8440条 上訴委員会

FEI 一般規程に「上訴委員会」の記載がある。

現役の3*審判, 4*審判, 5*審判, これらのカテゴリーの PE 馬場馬術審判員を引退した元審判員、またはその他の PE 委員会によって適切と判断された人物によって構成される。

CPEDI1*, 2*, 3*競技会においては上訴委員会の設置を必要としない。

第8442条 獣医師代表団と獣医師代表 (FEI 獣医規程も参照)

1. 全てのチャンピオンシップとパラリンピックにおいては獣医師代表団を設置しなければならず、この構成、および獣医師代表団長とメンバーの選任は FEI 獣医規程に従う。
2. CPEDI では、FEI 獣医規程に従い、組織委員会が FEI 獣医師代表に任命した獣医師 1 名の臨場が求められる。その獣医師代表はホースインスペクションを含むすべての獣医検査を行う。
治療獣医師：獣医師代表に加え、治療を担当する獣医師が任命される。この人物は獣医師代表以外の人物でなくてはならない。

第8443条 スチュワード

スチュワードは FEI 一般規程に基づき、全ての FEI パラ馬術競技会も FEI 一般規定に該当する。チーフスチュワードは全てのスチュワードについて責任をもち、トレーニングに必要な時間も管理する。

チーフスチュワードは PE 外国人技術代表がいる場合は報告をすること。

- 1.1 チーフスチュワードは競技会中にスチュワードの編成の責任がある。
- 1.2 チーフスチュワードは競技会のレベルに適した厩舎のセキュリティと十分な人数のスチュワードを確保しなければならない。

- 1.3 チーフスチュワード、OC、審判員、外国人技術代表は競技会の中で行われる開会式、閉会式などの必要な行事がすべて円滑に行われるように取り計らう必要がある。
- 1.4 チャンピオンシップとパラリンピックにおいては、FEI がレベル3のチーフスチュワードを任命する。加えてOCは2名のレベル1以上のスチュワードを任命しなくてはならない。
- 1.5 CPEDIにおいては、OCはレベル2（チーフスチュワード）を1名とレベル1を1名任命しなくてはならない。
- 1.6 スチュワード OCはチーフスチュワードと協議の上、競技会の規模や出場者の人数、競技会の種類などを鑑み、十分な人数のスチュワードを任命しなくてはならない。国際競技会の全てのスチュワードが最低でもレベル1であることが望ましいが、そうでない場合、チーフスチュワードにスチュワード業務の指導を受けなければならない。

第四章 獣医インスペクション・検査, 薬物規制, 及び馬のパスポート

第8444条 ホースインスペクションと獣医検査

ホースインスペクションと獣医検査は FEI 獣医規程に従って行わなければならない。

第8445条 馬の薬物規制

馬の薬物規制は FEI 一般規程と FEI 獣医規程に従って行わなければならない。

第8446条 馬のパスポート

1. FEI 一般規程と獣医規定を参照のこと。

第五章 パラ馬場馬術世界選手権・大陸選手権（個人，団体）

第8447条 組織

1. FEI 一般規程に定められた優先順位に従い，4年に一度，世界選手権（WEG）を開催する。
2. 4年に二度，少なくともパラリンピック間の一度，奇数もしくは偶数の年に大陸選手権大会を開催する。全ての地域が開催国として立候補することが望ましい。
3. これらの選手権大会は FEI 一般規程と PE 馬場馬術競技会規程に従って実施されること。
4. 各選手権大会は個人戦，自由演技を5つのグレードで行い，また団体戦も含むこと。各グレードで使用される馬場馬術課目は PE 馬場馬術技術委員会によって告知される。団体選手権以外のチーム対抗戦は認められず，各選手のエントリーも一人一頭までとなる。
5. これらの選手権は，公式/非公式を問わず，その他のいかなるパラ馬術国際競技会に優先してスケジュールや賞金額を決めることが出来る。

第8448条 外国人技術代表

全てのチャンピオンシップにおいて外国人技術代表が任命されなければならない。全ての主要な選手権大会（PE 馬場馬術規定参照）では FEI が外国人技術代表を任命する。競技会では外国人技術代表が主導権を持つ。PE 馬場馬術規程第 8438 条も参照のこと。

第8449条 上訴委員会

PE 馬場馬術種目規程第 8440 条参照。

第 8 4 5 0 条 参加

1. FEI の承認後、開催国の NF 又は OC が世界パラ馬場馬術選手権や大陸パラ馬場馬術選手権の日程、条件、または招待状を各参加予定国に送付する。
2. 団体：団体は 4 人馬または 3 人馬により構成される。団体メンバーのうち 1 名はグレード I, II, または III でなければならない。団体のメンバーのうち同じグレードは 2 名以下でなければならない。団体の 4 人馬のうち上位 3 名のスコアが団体成績となる。
3. 団体として参加しない各国の NF は 2 人馬を参加させることが出来る。
主要な選手権大会（P E 馬場馬術規程参照）において、各選手は一頭の馬のみで参加することとする。

第 8 4 5 1 条 出場資格

シニア世界馬場馬術選手権大会とシニア大陸馬場馬術選手権大会については、FEI 発表の出場資格基準を満たしたすべての選手に参加資格がある。

第 8 4 5 2 条 経費と特典

1. 各国 NF は下記以外の費用を自己負担する。
2. 組織委員会は 2 頭につき 1 人のグルームの滞在費を負担する場合がある。グルームは公式チームの所属でなくてはならない。その他のグルームは各国 NF の負担とする。
3. 組織委員会は審判、クラシファイアー、上訴委員、技術代表、チーフスチュワードを含む FEI 国際パラエクエストリアン委員の交通費、及び滞在費を負担すること。

第 8 4 5 3 条 競技課目

1. 各グレードでそれぞれ定められた競技課目を使用する。
2. 行われる課目の順番は：
 - 2.1. インディビジュアルテスト—5 つのグレードすべて。すべての選手が参加できる。それぞれのグレードに個人メダルが授与される。
 - 2.2 チームテスト（音楽付き）—5 つのグレードすべて。団体メンバーのみ参加できる。団体の成績により団体にメダルが授与される。
 - 2.3 自由演技課目—5 つのグレードすべて。それぞれのグレードでインディビジュアルテストの上位 8 名のみが参加できる。自由演技課目メダルが授与される。

第 8 4 5 4 条 賞と賞金

- 1.1 FEI 一般規程に「賞と賞金」が記載されている。FEI 選手権競技に関わる賞金の配分については競技の開催条件に定め、当該選手権大会の招待状と実施要項と併せて送付されなければならない。

（FEI 馬場術規程 8450.1 条参照）

- 1.2 馬リボンは与えられなくてはならない。馬リボン等、選手が表彰式で必要でないものは、表彰式、もしくは表彰式後の決められた時間に各国 NF のシェフデキップから渡される。パラ競技会において、賞金は必須ではないが設けることが望ましい。賞金の代わりに賞品提供という形でもよい。パスポー

トは最後の表彰式が終了し、全ての支払いが完了した後に大会組織委員会(OC)によって返却される。

第 8 4 5 5 条 その他

現行全ての規程で網羅されていない状況については、競技場審判団が外国人技術代表と相談の上、FEI 一般規程と PE 馬場馬術規程に基づき、公正でベストな結果を得るために最善と考える決定をくだす。

第六章 パラリンピック（別の資料を参照のこと）

パラリンピック大会特別規程：

第8456条 競技参加

1. すべての参加資格などに関連する事項は国際パラリンピック委員会（IPC）の定めるところによる。
2. パラリンピック競技規程には以下の項目が含まれる：
 - 2.1 団体（チーム）：パラリンピック出場資格に従って出場資格を得た国は、最低3選手、最大4選手のチームを出場させることができる。チームチャンピオンシップでは4選手うち3選手が参加できる。チームの宣言は個人チャンピオンシップの後に行われる。各チームはグレードⅠ、Ⅱ、もしくはⅢの選手を最低1名参加させなければならない。また、各チーム内で同じグレードの選手は2名までとする。メンバー3選手のスコアが団体の成績となる（ドロップスコアはなし）。
 - 2.2 チームにかわる個人：チームとしての参加資格を得られなかったNFは、最大で2人馬を個人戦に参加させることができる。出場資格能力認定手順に基づいて個人選手を参加申し込みする資格を得たNFは、各選手につき馬一頭で参加申し込みすることが出来る。IPCパラリンピック出場資格を参照のこと（認可されたものがホームページに掲載）。
 - 2.3 パラリンピックでは同じ選手が別の馬で重複エントリーすることは認められない。また、最初の馬場馬術課目を開始した後の馬の変更は出来ない。
 - 2.4 出場可能な馬とは、競技会場で全ての必要な獣医審査を通過した馬のことをいう。第8422条『馬の共有』も参照のこと。

第8457条 競技課目

1. 各グレードでそれぞれの定められた競技課目を使用する。
2. 競技課目の順番は下記の通り：
 - 1.1. インディビジュアルテストすべてのグレードで実施（全ての選手が参加できる）。それぞれのグレードで個人表彰を行う。
 - 1.2. チームテストすべてのグレードで実施（各国シェフデキップにより選任された最大3名の選手のみ参加可能）。チーム成績によりチーム表彰のみを行う。
 - 1.3. フリースタイルテスト（自由演技課目）すべてのグレードで実施（インディビジュアルテストの上位8選手のみが参加できる）。各グレードに自由演技課目のメダルが授与される。
3. 各競技のタイムテーブル等の進行計画は、競技の少なくとも約2カ月前に外国人技術代表がIPC及び競技委員長とともに決定する。グレードの順番は、一日40人馬の競技数を超えないよう考慮し決定される。可能な限り、グレードIとIIの間に他のグレードを挟む。
4. パラリンピックは、他のパラ馬場馬術競技会と同じルールの下に実施されるが、審判団は総勢7名（実際の採点は5名で行う）、外国人技術代表、アシスタント技術代表、チーフスチュワード、アシスタントチーフスチュワード、上訴委員3名による上訴委員会で構成される。

第8458条 スタートオーダー

パラリンピックのスタートオーダーの抽選は他のチャンピオンシップの抽選と同様に行う。

第8459条 馬のスクーリング

1. パラリンピックに参加するグレードⅣとグレードⅤの馬が、競技場に到着後、実際競技会に出場する選手以外の者によって下乗り/調教された場合は失格となる。これは例えば、グルームが騎乗し危険のない程度の長さの手綱で常歩をすること、調馬索にかけること、地上からのトレーナーやコーチ等による助言などは許されるということを意味する。
2. 馬の共用：馬を共用する場合、グレードⅠ，Ⅱ，Ⅲの団体と個人競技に参加する選手に対して、馬をコーチ又はその代理が騎乗する場合、レッグイールディング、肩を内へ運動は許されるが、他の2蹄跡運動や高度な運動は認められない。

第8460条 審判団

審判団は合計7名。5名ずつのグループで競技の審査にあたる。このメンバーは審判長によって決定される。PE馬場馬術規程第8437条参照のこと。

第8461条 パラリンピック・メダル

1. IPC規定により、各グレードのインディビジュアルチャンピオンシップ、チームチャンピオンシップ、フリースタイルチャンピオンシップにメダルが用意される。

2. 同点：

インディビジュアルテスト：同点となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点と同点の場合は、C地点審判員の総合観察点で決定する。

チームテスト：得点率が同じとなった場合の優勝チームは、チーム内最も数字の低いグレードの選手のチームテストの成績を比較し、これが最も高かった選手のチームとする。それでも同率の場合は、このルールをチーム内二番目に低いグレードの選手の成績に適用し、決定する。

フリースタイルテスト（自由演技課目）：同点となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。芸

術点が同点の場合は、「調和」の項目で決定する。それでもなお同点の場合は芸術性評価の「振り付け」の項目で決定する。

付則

付則 II P E 国際馬場馬術審判員

1. 審判員は3つのカテゴリーに分類される。すなわち、PE3*審判員（以前の PE 国際審判員補）、PE4*審判員（以前の PE 国際審判員）、ならびに PE5*審判員（以前の PE 公認国際審判員）である（FEI 一般規程：審判員の項目を参照のこと）。すべてのカテゴリーの年齢制限は70歳である。
2. 各地域の PE3*審判員、PE4*審判員、PE5*審判員の人数は、当該地域における国際競技会の開催数によって定められる。また、国内審判員でパラエクエストリアン審判員講座に参加した上で PE 審判員として認定され、十分に高い基準で審査を行っている人材の有無にもよる。
3. 審判員の選任に関する規定は前述の第8437条に示されている。
4. PE 審判員養成に関しては、www.fei.orgに掲載されている『FEIPE 馬場馬術審判員養成制度』を参照のこと。
5. PE3*審判員、PE4*審判員、PE5*審判員は、国際馬場馬術競技会において審判員長または他の審判員のセクレタリーまたはアシスタントを務めることは出来ない。しかし PE3*審判員は、より高レベルの審判員の審判中に当該審判員の許可を得てシットインすることができる。
6. 国際競技会の審判員には、その職務に対し大会組織委員会（OC）より以下の経費が支払われる；交通費の払い戻し、宿泊費、食事代。更に、CPEDI3*以上の審判員に対しては、雑費を賄うための日当として100ユーロ。これは必要な税金等は OC が支払った後の正価（外税）である。
7. 審判員は、その任務が利害の抵触となり得る場合、当該競技会の審判を務めてはならない（FEI 一般規程を参照）。
 - 7.1 FEIPE 審判員は、同一暦年内に同一大陸内で実施されるシニア競技会の審判員を務め、かつ国際競技会に出場することは認められない。審判員は毎年1月1日までに当該年において審

判員を務めるか、または競技に出場するか、所属 NF を通じ FEI に申告しなければならない。

8. FEI は各 NF に対し、PE3*と 4*に求められる条件を満たし職務を遂行可能な資格を保持する者の氏名を送付することを NF に依頼する。送付については、選手及び（または）コーチとしての実績を含む完全な経歴書を添えること。NF は、全条件を満たす者の氏名のみを FEI に送付すること（FEI 一般規程：審判員の項参照）。
9. “5*”審判員のガイドラインについては、付則を参照のこと。
10. 3年間以上不活動の状態が継続する FEI PE 審判員については、PE 馬場馬術技術委員会より FEI PE 馬場馬術審判員名簿より除外されることがある。NF は、当該審判員に告知した後、FEI に対し、3年間以上国際競技会で審判員を務めていない、もしくは FEI PE 審判講習会に参加していない審判員の氏名を FEI PE 馬場馬術審判員名簿から除外するよう要請することができる。
11. すべての PE 馬場馬術審判員は、3年毎に少なくとも一度は FEI PE 審判員コースを受講しなければならない。さもなければ、その審判員は PE 馬場馬術技術委員会により FEI 名簿からの除外の対象となる。

付則 III 全頭貸与馬によるパラ馬場馬術競技に関するガイドライン

FEI の承認の下で、国際イベントまたは国際競技会を、ホスト NF により借り上げられた馬匹を用いて開催することができる（PE 馬場馬術規程第 8 4 2 0 条参照）。その際、以下の条件が適用される。

1. スケジュールについては、馬の貸与並びに競技の運営に係る追加条件を含めた上で設定する必要がある。馬体検査並びに抽選が行われる以前に、チーム監督、選手、馬主、役員が貸与馬及び競技運営に関する特別な条件について説明を受けるための技術会議の開催が必須である。

- 1.1 大会組織委員会(OC)は、各グレードの各選手に対し、気性が穏やかで要求される水準までトレーニングを受けた適切な馬2頭を選択できるよう、必要十分な頭数の馬を手配すること。
2. すべての馬匹は、出場予定の競技課目、もしくはそれ以上のレベルでの競技能力を有する調教がなされており、良好な性質でなければならない。
 - 2.1 選手に対し、選択可能な2頭の馬をあてがうに足る頭数が確保できない場合、上記の要件を満たす馬を各グレード選手数に加え、予備分として最低選手の人数の33%以上の頭数を確保する必要がある。
 - 2.2 馬の抽選については、実施可能な限り早期に実施し、遅くとも第一競技開始24時間前までに行うこと。
3. ホースインスペクションはシェフデキップまたはチーム代表者、並びに選手、審判長、獣医師代表団長または獣医師代表の出席の下で行われなければならない。馬は個体が識別できる状態であること。
 - 3.1 馬主は、自身の馬に使用するために第8428条に規定の頭絡を持参すること。外国人技術代表ならびに、または審判長は、各馬の頭絡及びハミを確認する。これらの頭絡やハミは、大会全期間を通じて馬主またはその代理人の同意がある場合を除き、変更することはできない。馬主は、選手が持参したものが合わない場合のために、鞍も持参すること（行動規範参照）。すべての予備馬は馬体検査を受けなければならない。馬の変更/予備馬の使用については、FEI 獣医師代表、外国人審判員、並びに（または）外国人技術代表の承認のある場合のみ許可される。チームに貸与された馬はチーム内で交換可能である。第8422条9項（馬の共用）も参照すること。
4. 第一競技開始当日または前夜に、第8425条に則りスターティングオーダーを決める抽選を実施する。
5. 大会組織委員会(OC)は、馬が抽選後、獣医師代表/獣医師代表団により競技出場に不適切である、または健康状態が良くないと判断される場合に備え、競技可能な適切な予備馬を提供しなければ

ならない。抽選実施時に予備馬の名前が発表される。

5.1 上記の場合、予備馬の抽選会を実施しなければならない。これらの馬は抽選会までに馬体検査を通過していなければならない。抽選会に参加する選手数、馬数に関わらず、抽選に係る馬の数は選手数を上回っているよう努めなければならない。

6. 競技会全体で各選手が2頭もしくは3頭の馬を抽選する場合、可能であれば競技開始前日、馬との練習時間として最低1時間確保すること。全選手は自身の各種目の競技開始時間前に30分間、馬のウォームアップ及び調教を行うことができる（第5項に基づき実施される競技を除く）。このウォームアップ・調教については技術代表及び（もしくは）FEI スチュワードによる監視が必要である。
7. 国内馬のみ、NF が受理した書類により個体識別が可能な場合、FEI パスポートは要求されない。

付則 IV 種目カテゴリ

	CPEDI1*	CPEDI2*	CPEDI3*	チャンピオンシップ とパラリンピック
最少招待国数	4	4	6	
競技	団体戦実施可	団体戦実施可	団体戦実施必須	団体戦実施必須
選手の年齢	14歳以上	14歳以上	14歳以上	主要な選手権は 16歳以上
選手	海外に住む選手は開催国のNFの許可のもと、開催国から出場することが出来る。	海外に住む選手は開催国のNFの許可のもと、開催国から出場することが出来る。	選手はパスポート発給国の管轄下でのみ出場出来る。	選手はパスポート発給国の管轄下でのみ出場出来る。
馬匹	馬年齢：6歳以上	馬年齢：6歳以上	馬年齢：6歳以上	馬年齢：6歳以上
馬パスポート	自国開催の大会に参加する場合はパスポート不要。ただし、該当国のNFへの登録、馬体の印の記録、最新の予防接種記録は必要となる。	自国開催の大会に参加する場合はパスポート不要。ただし、該当国のNFへの登録、馬体の印の記録、最新の予防接種記録は必要となる。	FEIパスポート (FEI一般規程137条と獣医規定を参照)	FEIパスポート (FEI一般規程137条と獣医規定を参照)
競技会審判団	3*, 4*, もしくは5*レベルの3人、もしくは5人の審判。3人審判制の場合は1人、5人審判制の場合は2人が外国人審判であること。2名の国内審判員が認められる。NF及びOCにより選任され、FEIにより認証。	3*, 4*, もしくは5*レベルの3人、もしくは5人の審判。3人審判制の場合は1人、5人審判制の場合は2人が外国人審判であること。3人審判制の場合は1人、5人審判制の場合は2名の国内審判員が認められる。NF及びOCにより選任され、FEIにより認証。	5人審判で行う場合、そのうち3人以上が4*もしくは5*レベルであること。1,2名は3*レベル審判員でもよい。必ず1名は4*審判員であること。西ヨーロッパでは1名の3*審判員が必要だが、その他の国では任意。3人以上は外国人審判員であること。西ヨーロッパでは全て違う国籍であること。それ以外の国では2名の審判員は同じ国籍でも良い。3人審判で行う場合、2人以上が4*もしくは5*レベルであること。1名は3*レベル審判員でもよい。西ヨーロッパでは、必ず1名の3*審判員が必要だが、その他の国では任意である。2名以上は外国人審判員であること。西ヨーロッパでは違う国籍の審判員であること。西ヨーロッパ以外ではその2名は同じ国籍でも良い。NF及びOCにより選任。FEIにより認証。	5人審判全員が5*レベルであること。5人のうち3人が外国人審判員であること。FEIにより選任される。

	CPEDI1*	CPEDI2*	CPEDI3*	チャンピオンシップ とパラリンピック
外国人技術代表				FEI により選任。
上訴委員会	必要なし	必要なし	必要なし	3名 NF 及び OC により 選任され FEI により 認証。選手権とパラ リンピックに関して は FEI により選任。
チーフ・ スチュワード	NF 及び OC により 選任され FEI により 認証。	NF 及び OC により 選任され FEI により 認証。	NF 及び OC により 選任され FEI により 認証。	NF 及び OC により 選任され FEI により 認証。選手権とパラ リンピックに関して は FEI により選任。
クラシファイア ー	8439 条を参照			

競技会審判団の任命権者

- FEI=FEI
- NF=主催国馬術連盟
- OC=大会組織委員会

CPEDI3*以上の審判員、チーフスチュワード、クラシファイアーに対する一日当たりの手当： 雑費を
賄うための報酬として 100 ユーロ。これは必要な税金等は OC が支払った後の正価（外税）。

付則 V FEI 5*レベル審判員（公認国際審判員）

5*レベル審判員は、パラエクエストリアン委員会の推薦による。

詳細は『パラエクエストリアン馬場馬術審判員養成制度』を参照のこと。

付則 VI 厩舎セキュリティ

CPEDI 競技会、FEI 選手権、並びにその他大会が対象となる。FEI 獣医規則第 1088.III 条参照。

付則 VII パラ馬場馬術審判員のための規範

FEI は全ての国際馬術競技に関わる人々が FEI 行動規範（一般規定を参照）と FEI パラ馬術審判員のためのコーデックスの遵守を求めている。

1. FEI パラ馬場馬術審判員はパラ馬場馬術と馬の専門家であり、馬場馬術の原則 と FEI 規程を熟知し、個人の能力により、すべての FEI 国際パラ馬場馬術大会 の審判員を務める資格を有する。彼らは常に FEI を代表することになる。

2. 審判員は利害の抵触と見なされることを避ける必要がある。審判員は選手、馬主、トレーナー、主催者、その他のオフィシャルに対して、中立的、独立的、かつ公平な立場を保ち、チームをまとめるべきではない。金銭的、個人的な好みは審査に影響したり、影響しているとは見なされることは、決してあってはならない。審判員は大会期間中に、審判を務めるために健康である責任がある。

3. CPEDI で審判を務める際、「利害の抵触」に繋がる可能性のある行動。しかし以下に限定されるものではない：

- ・大会前の 12 か月間、パラリンピック、世界選手権大会、コンチネンタルチャンピオンシップスでは開催前の 9 か月間、その他の FEI 大会では開催前の 3 か月間で 3 日間以上の馬／選手のトレーニングを行うこと。
- ・民族主義的な審判。

上記にあるようなことや「利害の抵触」に繋がる可能性や状況がある場合は、審判員は FEI に伝える責任がある。

4. 審判員は審査する課目のために準備をし、主催者と同僚と協力しなくてはならない。
5. 審判員は、常に FEI を代表していることを踏まえて、適した服装を着用すること。携帯電話を含む電子通信機の使用は、審査中の審判員席で使用することは固く禁じられている。アルコールは一日の審判が終わるまで摂取してはならない。前回の結果を審判の際に持ち込んではいけない。

5.1 決められたオフィシャル以外のジャッジボックスに立ち入ることは認められない。

6. FEI と FEI パラ馬術委員会は規範や FEI 規程、一般規程を守らない審査員に対して、懲戒処分を行う権利がある。

そのような懲戒処分には以下が含まれる（一般規定—FEI オフィシャルの行動規範を参照）：

- ・ 警告書
- ・ 一時停職
- ・ 降格
- ・ FEI パラ馬術審判員リストからの削除

8. 審判員は選手や他の FEI オフィシャルに関する極秘の情報を守る。

付則 VIII 名誉バッジ

1. 名誉バッジ（FEI 一般規程第 1 3 2 条に特典を記載）は次の基準（TBC）で選手に授与される。

ゴールドバッジ：パラリンピック、世界選手権または大陸選手権で個人金メダルを 5 個獲得した選手

シルバーバッジ：パラリンピック、世界選手権または大陸選手権で個人金メダルを 3 個獲得した選手

ブロンズバッジ：パラリンピック、世界選手権または大陸選手権で個人メダルを 3 個獲得した選手

名誉バッジの申請にはそれを裏付けるものが必要で、NF から FEI 本部に送られる。